

第十回国会
衆議院

大蔵委員会公聴会議録第一号

昭和二十六年二月十七日(土曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村文十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 田中 義之進君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

高間 松吉君 清水 逸平君

水田三喜男君 三宅 則義君

宮崎 靖君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 深澤 義守君

中野 四郎君

出席公聴人

一橋大学教授 井藤 半彌君

十條製紙株式会 金子佐一郎君

社務取締役 堀田 庄三君

大阪銀行副社長 中村 末藏君

京橋税務署長 武田 隆夫君

東京大学経済 学部助教授 中島 英信君

全日本中小工業 協議会副委員長 前田 正次君

日本労働組合総同 盟法律対策部長 文也君

委員外の出席者 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

知のごとく、当大蔵委員会におきましては、目下税制改正法案八件を一括して審議を進めておりますが、本日はそのうち特に重要と思われる所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の四改正案について、公聴人の方々の御意見を拜聴することにいたしました。公聴人の方々におかれましては、本日の問題について忌憚のない御意見の開陳を行われ、当委員会の税法審査に御協力あらんことをお願いする次第であります。

本日御意見を述べらるる公聴人の方々のお名前はお手元に配付してあります印刷物の通りであります。なお公聴人の方々の発言の時間はお一人約三十分くらいをお願いすることとし、発言順序につきましては委員長に御一任をお願いいたします。これより公聴人の御意見を拜聴いたします。まず一橋大学教授井藤半彌君。

○井藤公聴人 お招きにありがとうございます。税制改革法案に関する意見を述べさせていただきます。

今度の税制改革案というものは、申し上げるまでもなく、昨年の秋の第九国会の間接税改正と特に関連があるものであります。今度の税制改革案の特性としてあげべきものは、次の四つではないかと思ひます。政府のあげておられますのと少し違ひます。一番の特性は、租税負担の軽減ということであり、それから二番が、社会政策的考

慮をした。これは政府の趣意書には書いておりません。それから三番が、資本蓄積を助長する。それから四番が、租税の簡素化その他税法上の整備をする。この四つが今度の税制改革の特徴だと思ひます。そのうち四番目の租税の簡素化その他整備の問題であります。これは租税テクニク的な問題が大分ありますので、これにつきましては私は公述を省きます。主としてほかの三つの問題、すなわち負担の軽減の問題、それから社会政策的考慮、それから資本蓄積、この三つの問題を中心にお話ししたいと思います。

そこでまず負担軽減の問題であります。これはきまりきつた数字を申すよりであります。一応申し上げます。そこで昭和二十六年年度の租税及び印紙収入の合計は四千四百四十五億、これは予算書の通りであります。それから専売益金、これは租税と同じものであります。これがタバコ及びアルコールを含めまして千三百三十八億であります。広い意味の国税は合計いたしますと、昭和二十六年年度は、五千五百八十三億であります。そのほかに地方税、これは推算であり、はつきりした数字ではありませんが、一部に伝えられるところによりますと、地方税の合計が二千八百七十七億と言われております。両者合計いたしますと、国税、地方税を通じて昭和二十六年年度の租税収入は七千六百七十億であります。それから昭和二十五年年度はどうかと申しますと、内訳はもう省きますが、国税、

地方税を通算いたしましたして、七千四百八十九億であります。そこで差引きますと、金額からいって百八十一億の増税になつておるのであります。しかし金額がふえたからというので負担が増加したとは言えないのであつて、例によりまして租税とそれから国民所得の割合、これによつて一応の負担の軽減の程度、または加重の程度を判断してみたいと思ひます。それで国民所得の数字は、政府発表の昭和二十六年予算の説明に出て来る数字であります。私が計算したものではありません。そこで租税の国民所得に対する割合であります。国民所得は昭和二十六年年度は三兆七千二百四十億四とわけております。この租税は国税、地方税を通じての数字であります。租税の国民所得に対する割合は、昭和二十六年年度は二・一％であります。それから昭和二十五年年度、昨年度はどうかと申しますと二・三％、それから少し過去をさかのぼりますと、昭和二十四年度は二・九％、これは最高であります。ちやうどシヤウブ勧告の前年でございます。昭和二十四年度は二・九％、その前の年の二十三年度は二・四％、その前の二十年度は一・八％、それからうんと飛びまして昭和二十二年をとりましますと、昭和二十一年は二・九％でございます。昭和二十四年度二・九％を最高といつておきます。それから二十六年年度はさらに二・一％と下つておるのであります。それで一応租税負担が軽減された

といえるのではないかと思います。もちろんこれは多くの方が申す通り、また私もこの衆議院の税制改革の公聴会などでたび／＼公述いたしました通り、このパーセンテージに過大の重要性を置くということはいくつかの事項ありまして、考慮すべきいろいろの事項があるものであります。しかし一応は参考になるのではないかと思ひます。

そういたしましたしても、租税の国民所得に対する比率だけではあまりに大ざっぱだ、もう少し真相に近い数字がないものか。そこで実は昨年の三月二日でございますが、やはり大蔵委員会の税制改革に関する公聴会で私が申し上げました別の計算方法によりまして、今度もまた計算してみました。それはどういふ計算方法かと言いますと、租税はさきに申しました数字をとります。それから国民所得をとらないで、もう少し納税力の真相に近い数字を求めてみたのであります。それはどういふやり方でやりましたかという

と、国民所得が全部納税力を示すのではなくて、国民所得の中で、われ／＼の所得の中で食費の部分はどうしてもいるものでありますので、これは納税力がありまん。そこで一人当り国民所得の中から一人分の食費を引いた残り、これを負担能力の最大限を示すものと認めまして、そういう意味の負担能力の最大限を数字で表わしてみたのであります。そこで食費はどうして計算したかという、いわゆるエンゲル係数

といえるのではないかと思います。もちろんこれは多くの方が申す通り、また私もこの衆議院の税制改革の公聴会などでたび／＼公述いたしました通り、このパーセンテージに過大の重要性を置くということはいくつかの事項ありまして、考慮すべきいろいろの事項があるものであります。しかし一応は参考になるのではないかと思ひます。

によつたのでございます。そこでエンゲル係数でございますが、これは私の推算もございまして多少不正確なところもあるでございますが、過去にちよつとさかのぼりますと、エンゲル係数は昭和十年は三三・四％でありまして、昭和二十年は四五・〇％、この辺が非常にエンゲル係数が高いのでありまして、われ／＼の生活が非常に苦しかつたインフレのまづ最中でありまして、二十三年がエンゲル係数が六三・三％、二十四年は六〇・〇％、昨年二十五年は推算でありますが大體五五・〇％、二十六年度は幾らかと申しますと大體五〇・〇％、正確なものになると仮定いたしまして、五〇・〇％と推算、むしろ推定するのであります。そこでそういうふうなエンゲル係数をとりまして、それによる金額を國民所得から引いたもの、これをもつた納税能力の最大限を示すものと仮定いたしまして、そしてそういう意味の租税の納税能力に対するパーセンテージをとつて計算してみたのであります。そうするとどうなるかといふと、前の租税の國民所得に対する割合とは大部計算が違つて参ります。そこでその計算をいたしますと、昭和二十六年度は、もちろん国税、地方税通算しての話であります、国税は昭和二十六年度は四一・〇％となるのであります。それから去年、昭和二十五年度は五一・〇％、昭和二十四年度は七二・〇％、昭和二十三年度は六四・〇％、昭和二十二年度は五一・〇％、それからちよつとさかのぼりますと、昭和十年は一九・〇％となつておきます。そこでこの二つを——二つと申しますのは租税の納税能力に対するパーセンテージと、租税の國民所得に対するパーセンテージ、この二

つを比べますと、やはり一番租税負担が重かつたのは昭和二十四年度でございまして、租税の國民所得に対する割合が二九・〇％、私が今言いました意味の租税の納税能力に対する割合が二七・〇％になつております。これが最高であります。そして租税の納税能力に対する割合を申しますと、二十五年度は五一・〇％に減り、二十六年度は四一・〇％に減つておるのであります。さながら昭和十年度の一九・〇％に比べますと、やはり租税負担が相当重いといえるのではないかと思います。ですがこれもさきの租税の國民所得に対する割合よりは、より真相に近いというだけでございます。いまして、これもやはり怪しいといへば怪しいのであります。しかしさきよりはましだ、全然ないよりは多少は参りになるのではないかと、このういう計算をやつてみたのであります。これはほんの一つの参考として問題にされたものであります。学問的にいへば、これはいろいろ穴だらけであります。そういう意味で計算したのであります。

それからもう一つ全般的のことをちよつと申しますが、これは必ずしも負担軽減とか負担の加重の問題ではありませんが、それは直接税と間接税との割合であります。昭和二十六年度は改正でどうなるか、これは国税のみで地方税は入つておりません。これにつきまして大蔵省主税局でも計算されておりますが、私の計算は主税局の計算とはちよつと違つております。どちらが正しいかといへば私の方がいいかと思ひますが、どういふ点が違ふかと申しますと、主税局の計算は直接税と間接税と、その他のものという中間階級があるものであります。私は中間階級やその他のなくて、直接税か間接税か、態度をはつきりしたのであります。これが私の計算であります。これは言うまでもなく、直接税といふのは大體資産に累進して負担するもの、それから間接税といふのは大體消費税であります。そして、金持も大體同じ金額を負担する、そういうものであります。そういう場合に、中間及びその他のものを認めるということとは、確かに実益はあるのであります。けれども、私はやはりその他のものの金額といふものはばかにならないものであります。で、どちらか近い方に整理する方がいいのではないかと、そういう意味で私は前から二つ認めて、その他のものを省いておりますが、その計算であります。それによりますと、昭和二十六年度は直接税合計は三千七十九億四、全体は五五・〇％であります。それから間接税は、もちろん専売益金を含めてあります、二千五百四億であります。そして、全体の四五・〇％であります。すなわち昭和二十六年度におきましては直接税——国税だけであります、直接税は五五・〇％であり、間接税は四五・〇％であります。そこで前年二十五年度はどうかといふと、これも私の計算であります。直接税は五五・〇％、間接税は四四・〇％、ちよつと間接税がふえておるだけでありまして、大體かわりません。二十四年度はどうかといふと、直接税が五七・〇％で間接税が四三・〇％、これもあまりかわらぬ。ほんの少し、一％ずつ動きがある程度でございまして、それから二十三年度はどうかといふと直接税五二・〇％で間接税四九・〇％、二十二年度は直接税が五三・〇％、間接税が四

七・〇％。戦争のまづ最中の昭和十九年度をとりましますと、これは直接税が非常に重く六七・〇％、間接税が三三・〇％であります。それから昭和十年はどうかといふと、事変前でありまして、これは直接税が四一・〇％、間接税が五九・〇％になつておきます。そこで過去三年間ぐらいのところを見ますと、直接税と間接税の比率があまりかわらないのであります。ただ戦争などに比べておると、直接税が非常に重くなつておるのであります。まして、これをこれだけの数字で判断いたしますと、日本の制度はだん／＼と大衆課税に——悪い意味の大衆課税に逆転しておるとも一応とれるのであります。しかし私は必ずしもそうとは思ひません。といひますのは、今度の第二次世界大戦におきまして、財産税の徴収であるとか、戦災であるとか、それから財閥の解体であるとか、その他いろいろな事情で富の分配関係が平等化したのであります。これはこの前の世界大戦後のわが日本とは逆であります。この前の世界大戦後のわが日本はおきましては、富の分配関係が不平等化して参りましたが、今度は平等化して参りました。これはこの前の世界大戦後の突如と同じ傾向であります。平等化して来たのであります。その場合に富をあげて金持ちの方に平等化したのなないのではありませんが、貧乏の方にさつと切られたのであります。これは私もよく言う数字であります。ただ数字の内容が新しくなつております。これはこの程度の簡単な数字をこらへん願つてもわかるのであります。それは昨年度の確定申告者の数です。昨年度確定して、まだ一年ほど前の——精密に申しますと昭和二十四年

度の方であります。しかし申告するのは去年の一月申告する、あの所得税の確定申告に関する統計を見ますと、基礎控除以前のものがあつたが、総所得二十万円以下の者がどれだけおるかといふと、人数からいって八七・〇％であります。それから金額から申しまして、総所得二十万円以下の者は六八・〇％であります。すなわち人数からいって約九割、それから金額からいって約七割が、一年の総所得二十万円以下の者において負担されておる。二十万円というところが多いようでありまして、戦争前の、今から十五年ほど前の貨幣価値に換算いたしますと二十万円でありまして、一千万と申しますと当時は二千二百円以下が第三種所得が免除であつたのであるから、いわば今から十五、六年前であつたならば免除であつたような連中が、所得税の大部分を負担しておる、こういうふうな状態になつております。そこで直接税は金持ちが負担するのだ、間接税、消費税は大衆が負担するのだと申しまして、現在のわが日本におきましては、割合にそういうことが言えない、みんな富をあげて貧乏になつておるような状態でありまして、従つて實際計算といたしましては、間接税が非常に重要性を持つておる。間接税は理論的には決していい税金ではありませんけれども、徴税という点、あるいはまた納税という点からいいますと、これは非常に便利なのであります。で、きわめて変態的な現象でありますけれども、現在わが日本におきましては、やはり間接税に非常に重要性があると思つておる。その意味におきまして、この比率も昭和十九年度などと比べて、これだけで議論をす

るの点にどうかと思つてあります。

一般的のことはそれだけにいたしまして、今度は内容に入ります。そこで二番目の問題に入りまして、社会政策的考慮——一体今度の税制改革で確かに社会政策ということが考慮されておられます。それを具体的に申しますと、まず所得税ではどうかという、基礎控除の引上げ、金額などは申しませ

ん。これは皆さん御案内の通りであります。扶養控除の引上げ、不具者控除の引上げ、それから税率の引下げ、これは従来のものを社会政策的に改めたとも言えるのであります。それから新たに次のような控除制度を設けました。それは未亡人控除、六十五歳以上の老年者控除、勤労学生所得控除、生命保険料の控除、これはいずれも所得税につきまして、社会政策的な効果があるものといわなければならぬのであります。相続税につきましては、これも一つ行われてゐるのであります。被相続人の死亡によつて支拂われる生命保険金につきまして、十万円までを控除することになりました。これもまた社会政策的といわなくてはならぬのであります。この方針につきましては、私は全面的に賛成するのであります。

それで問題は三番の資本蓄積であります。この問題に移りますが、これは私は結論を言うに賛成できないのであります。社会政策的な考慮が大いに拂われたのであるけれども、この資本蓄積の問題になりますと、私は今度の政府案については遺憾とするもので、結論を言いますと反対なのであります。そこで、今度の税制改革で、資本蓄積とい

う点についてどういう考慮が拂われて

いるか、まず一番は一般的に租税負担の軽減をはかる。租税負担の軽減をはかるというところは国家が金を蓄積しないで、民間の手で蓄積せしめるといふのであります。これは確かに資本蓄積の効果があります。私はこれにもち

ろん反対するのではないのであります。反対したいのは次の三つの措置であります。それはどういふことかという、そのうちの一番は、新たに取得いたしました特定の機械、船舶などに對しまして、三年間を限りまして法定償却高の五割増し程度の増加特別償却を認めるということでありまして、もう一つは預金貯金の利子の源泉選択制度を復活したということ、三番目は法人の積立金に對する二%の課税を廃止したということ、この三つであります。これはいずれも資本蓄積の尊重という立場から、こういう措置がとられようとしてゐるのであります。それでこれは金額から申しますとみな大したものではありません。一番の特別償却制度は五割増しを認めても、金額からい

と政府の資料によりますと、この減税高が七億四千五百万円、これは預金利子の源泉選択の復活によつて、国としては増減なしという推算を大蔵省で下しております。源泉徴収はふえるけれども、申告納税が減るといふので差引増減なし。それから法人の積立金に對する二%の課税の廃止によつて国家の減収が五億四千万円と言われております。そこで金額からいふと、けちな金額で大した問題じゃございませんけれども、私は問題は根本精神がいか

それからも一つ特に申し上げたい

ことは、こういう税制改革の問題を取扱う場合に、ただ一つの局面だけを抽象的に取上げた場合には、減税といふことはどんな場合でもよいのであります。たとえば法人の積立金に對する二%の課税を廃止するといつても、これ

によつて簡単に資本蓄積といふものは行われるのであります。法人の負担を軽くし、それだけ法人の純益を増し、ひいては日本経済の復興に貢献するのであります。これはあらゆることに對して言えるのであります。問題はそれ以上の方面とのつり合ひであります。均衡といふことが問題になるのであります。抽象的にいへば、みな賛成することばかりであります。ほかの關連といふ意味からいふと、相当問題があるだらうと思つてあります。それで、これは一々その問題について簡単に結論だけ申します。そこで新たに取得いたしました特定の命令で定めるところの機械、船舶などにつきまして、三年間五割程度の増加特別償却を認める。これはやはり日本経済再建のために必要であることは言うまでもないこととあります。これによつて主として恩恵をこうむるのは何かという、やはり資力優秀なる大企業ではないかと思つてあります。大企業を優遇するといふことは、もちろん悪いことではございません。むしろ必要なんだけれども、ほかとの權衡上どうかといふことを考へるのであります。それが一番

第二番が源泉選択の復活の制度であります。これは御案内の通り、従来わが日本で長く行われておつたのであります。例のシャウプ勧告によつてやめたのであります。ところが今度の

政府案では源泉選択を復活して、五

%で課税しよう、この目的は預金金の奨励、たんと預金を吸収する、そうして預金を集めるといふこと、これはまた日本経済の再建のためにはきつめて必要なこととあります。私はほかの税法との關連において、これは反対したのであります。そこで五%とい

うのであります。所得税の累進税率を見ますと、五%というのはどこからかかつておるかという、一年の所得のうち五十万円を越ゆる部分が五%かかつております。そこで源泉選択を復活いたしました。それが利益を受けるかといふと、所得五十万円を越ゆるような高額の——これが高額かどうかかわりませんが、井藤などの立場からいへば高額であります。所得者が非常に優遇されることになりまして、累進課税の精神に反するのであります。それから一体貯蓄奨励になるかといふと、確かに貯蓄奨励にもなりませんが、またならぬとも言えるのであります。それは貯蓄といつても事實は小所得者の貯蓄奨励ということに非常の意味があるものであります。ところが最高率五%の源泉選択では、小所得者の貯金といふものはこれによつて集めることはむずかしいのではないかと、といふのは、どういふことかといふと、小所得者はみな五%以下の軽い税率が適用されるのであるから、源泉選択を適用しない方が得であります。それから五%以上の大所得者の場合はどうであらうかといふと、こういう人たちは金が余れば銀行預金をするであります。しかしこういう人たちは経済的能力の強い人が多いのであります。銀行預金以外の方法でこれを投資

するといふ方法が行われるのでありま

す。従つて、これは必ずしも預金の誘引とはならない。もちろん預金誘引的效果はありますけれども、そうとばかりは言えない。私は預金の誘引にはこの源泉選択の制度ももちろん必要であります。それが、それ以上有効なのは預金利子の引上げとが、これは有効であります。それからもう一つ、たんと預金がなせふるかという、これは税金が高

いからといふことあるでしょう。だがそれよりも将来に對してわれわれは不安を持つから、またインフレーションが起りはしないかと思つて、タンス預金がふえるのであります。そこで源泉選択をすることによつて、確かに預金を吸収する作用はありますけれども、今申しました点から考えますと、私は必ずしもこれは賛成できない。ことにシャウプ勧告以後のわが日本の税制といふものは、課税物件に對しまして一〇〇パーセントの捕獲をするんだ、脱税は絶対に認めないといふ建前になつておるのであります。そう

なつておればこそ、たとえば勤労所得につきまして、従来シャウプ勧告以前では、二五%の控除率であつたものを一五%に減らした。昔はなぜ二五%までやつておつたかといふと、勤労所得は御案内の通り源泉課税をやりますから、脱税が非常に少い。ところが事業所得などになりますと、とかく脱税が多い。そういうことを考えまして、二五%にしたのであります。しかしながら勤労所得であらうと、事業所得であらうと、その他の所得であらうと、一〇〇パーセント税務署が所得を把握するとすれば、二五%の勤労所得は多過ぎるといふので、一五%に減らした

のであります。税務署がきわめて合理的に仕事をし、所得を一〇〇パーセントとらえるということを前提としてきておるのが、現在の日本の制度であります。現状がそういう望ましい状態に達しておるかどうかは問題でありませんが、それが建前になつておるのであります。ところが源泉選択の復活によりまして、利子所得の把握というものがやや困難になるだろう、そうすると、例のシャウプ勧告の趣旨の一〇〇パーセント把握ということが、この一角から私はくずれて来るのではないと思ふのであります。これは所得税ではなくて、富裕税、相続税をかけるときに参考になるのであります。富裕税、相続税というものは、とかく不動産課税になりやすい。動産というものは逃げるのであります。しかしながら源泉選択の復活によつて、さらにこれが困難になれば、困ることになるのではないかと思ふのであります。要するに私は、資本蓄積ということはもちろん必要だと思ひますが、その観点からこれを尊重するのあまり、租税制度の合理性が、一角からくずれかけたことを遺憾とするのであります。

その次に、法人の積立金課税二%廃止の問題であります。法人の配当金にどういふふうに所得税を課税するかという点につきまして、英国式考えと、ドイツ式考えが対立しておるといふことは、皆さん御案内の通りであります。ドイツ式考えは、法人に独自の人格を認めまして、法人にも重い税金をかける、個人にも税金をかける。ところが英国式の考えは、法人というものは、結局は個人の営利のための機関

なんだから、法人には重い税金をかけるないで、個人が配当をもらうときに、個人に集めてかけようというのが、シャウプ勧告の考え、すなわち英国式の考えであります。私はこの考え自体につきましては、大昔から疑問を持つてあります。しかし日本の税制は英国式の考えが前提になつておるので、それを前提として考えなければならぬと思ふのであります。そこでなぜ二%の積立金課税をやつたか、この趣旨は皆さん御案内のことと存じますが、この積立金というものは利益でありまして、本来個人に配当すべきもので、ところが個人に配当される場合には、その配当に對しまして、個人の所得税がかかります。ところがかりますまで、それを会社の中に留保しておきまして、その間は税金はかからない。会社という立場からいふと、その金額を無利子で利用するということになるのであります。そこでなぜ二%の課税をするこゝになつたかと申しますと、これは個人営業者に營業純益があつた場合は、その年に所得税が全部かかりまして、ところが法人の場合は、留保所得については、すぐには個人の所得税がかからぬ、この負担の不均衡を避けるために、法人に二%の積立金課税をやることにしたのであります。それからもう一つは国庫という立場から申しますと、当然とるべき収入を一時失う。それを補償するといふ意味でかけておるのであります。これはシャウプ勧告におけるきわめて精緻な部分であります。これはこまかな計算をやつておると私は感心したのであります。これをなくするといふことは、やはりシャウプ勧告の基本的な法人課税精神に反するのではないかと、私はシャウプ勧告を金科玉條とは考へておらない。シャウプ勧告については、反對すべきところはたくさんあるのではありませんが、日本の現在の法人課税、個人課税の建前が、シャウプ勧告を前提にしておるのだつたら、これを破るということは、二%の課税をやめるといふことは、シャウプ勧告の精緻をそこなうのではないかと思ふのであります。

これに関連して申し上げたいことは、有価証券の強制登録制度——これもシャウプ勧告で実施を要求しておつたのであります。これをやめまして、なぜ有価証券の強制登録制度の実施が必要かといふは、申すまでもなく、株式の売買による譲渡利得を把握して個人所得税をかける、このためには、どうしても強制登録をやらなくちゃならぬ、ところがこれはわが日本では、なかなかできにくいといふことになつたのであります。これを残すといふことは理論的に申しまして、日本の法人課税及び個人課税における大きな穴でありまして、この穴が埋められておらないのであります。遺憾なことには、シャウプ勧告におきましても、第一次勧告におきましては、有価証券の強制登録の実施を主張しながら、第二次の勧告におきましては、これについて一言も触れておらないといふことは、私はシャウプ勧告として、思想的の不統一があるのではないかと思ふのであります。そこでもつと裏から申しますと、わが日本の現状から申しますと、こういうような有価証券の売買の強制登録制度がでない、それが日本の現実だとすれば、私はシャウプのや

り方のような、かつ現在日本で行われているような法人課税のやり方、そういうような課税制度といふものは、日本の国情に適しないものだと思うのであります。日本の国情からいふならば、昔の日本のやり方の方がむしろ適当なのではないかと思ふのであります。これはきよく初めて言うものではありませんが、二年前から絶えず言つておることが、いよ／＼正しくなつたと私は確信を抱くようになったのであります。そういう意味でシャウプ勧告を前提とする限りは、法人の積立金課税を廃止するといふことは、理論上矛盾するのではないかと思ふのであります。

要するに資本蓄積のための三つの措置、すなわち新規の取得の機械などに對して三年間五割程度の特別償却をするといふこと、預貯金の源泉選択を復活するといふこと、法人積立金に對する二%課税を廃止すること、この三つの措置は大体大つかに申しますと、大資本、大企業にとつて有利なものであります。日本經濟再建のために大資本、大企業が必要であるといふことは言うまでもないこととあります。それどころか、租税制度といふものは資本主義經濟秩序を前提とするものでありまして、資本主義經濟秩序の存続を脅かすような租税制度は、私は矛盾だと思ふのであります。しかしながらこれとはかの租税制度との関連を考えますと、權衡といふ点からいつてどうか。また具体的にいふと、社会政策との關係を見ますと、たとへば所得税の基礎控除は二万五千円から三万円に上りました。これはけつこうであります。これを事業前の価値に直しますと、三万円といふと十五、六年前の貨

幣価値に直しますと二十分の一の百五十円でありまして、その当時第三所得の免税点が千二百円、昭和十年、十一年ごろの一世帯千二百円免税、月百円免税といふことは、これは最小生活費免税といふ意味を持つておりました。ところが現在の所得税の基礎控除三万円といふものには、そういうような意味がないのであります。これではどうしてもやつて行けない。いわばそういう面でも無意味なことをやつておる際に、こういう資本蓄積のための三つの措置を講ずるといふことは權衡といふ点からいつて、はたしてよいか悪いのか。私は結論からいふと反對であります。權衡からいふのであつて、この措置自体については決して反對するわけではありませんが、幸いなるかな、今度の措置は税法の本文を改めないで、租税特別措置法の改正という臨時措置でやりました。これはよかつたのであります。また時期が来れば復活すればよいと思ふのであります。それから特別償却もこれは命令によつて指定するようになつておりますが、これを指定されるときも、できるだけ嚴重に指定をされんことを希望する次第であります。はなはだまともなことを申しましたが、これをもつて私の公述を終りたいと思ひます。

○夏堀委員長 ただいまの井藤君の御意見についての御質疑がありますれば、この際これを許します。三宅君。○三宅(剛)委員 ただいま井藤教授のお話になりましたところによりまして、と、學問的見地からいいたしまして、たいへんにつばな御意見であると考へております。私どもの観点よりいいたしますと、この税法の施行によりまして、

幣価値に直しますと二十分の一の百五十円でありまして、その当時第三所得の免税点が千二百円、昭和十年、十一年ごろの一世帯千二百円免税、月百円免税といふことは、これは最小生活費免税といふ意味を持つておりました。ところが現在の所得税の基礎控除三万円といふものには、そういうような意味がないのであります。これではどうしてもやつて行けない。いわばそういう面でも無意味なことをやつておる際に、こういう資本蓄積のための三つの措置を講ずるといふことは權衡といふ点からいつて、はたしてよいか悪いのか。私は結論からいふと反對であります。權衡からいふのであつて、この措置自体については決して反對するわけではありませんが、幸いなるかな、今度の措置は税法の本文を改めないで、租税特別措置法の改正という臨時措置でやりました。これはよかつたのであります。また時期が来れば復活すればよいと思ふのであります。それから特別償却もこれは命令によつて指定するようになつておりますが、これを指定されるときも、できるだけ嚴重に指定をされんことを希望する次第であります。はなはだまともなことを申しましたが、これをもつて私の公述を終りたいと思ひます。

御説の通り負担の軽減、社会政策の改善と資本の蓄積ということが問題化しておるわけでありますが、ここで先生のお話になりましたところによりまずと、われわれの負担の軽減はパーセン

トからいつて二十年が最高潮であつた、こういう説明を承つておるのではありません。私もそれを中心に考えておるような次第でございます。ただわれわれの今後のあり方に対しまして、この税法はこういうふうな基礎控除の

引上げとか扶養控除の設定とか、あるいは不具者もしくは老年者あるいは寡婦、未亡人というものに對して割合勇敢にやつたと私は思うのであります。先生もそういうふうにお考えになつて

いるようでありますが、また新たにこういうもの以外に何か制定した方がよろしいとお考えになるものがありましようか、あるいは承りたいた。

○井藤公達人 私はむしろ基礎控除の引上げ、扶養控除の引上げをお願いしたいのであります、新たに追加すべき項目は、実は考えればまだ一つとほかのものも出て来やしないかと思ひますが、それよりもやはり従来からあるところの基礎控除、扶養控除というものは基本的なものでございまして、これをもう少し引上げていただきたい、そういうふうにお願ひしたいと思つております。

○三宅(則)委員 ただいまのお話によりますと、昭和十年ごろの基礎控除というものは千二百円が免税点になつておりましたが、今日に直しますとやはり三十万圓もしくはそれ以上になりま

す。それはとうてい国家財政としてでないことであるからして、先生のお話になりますのは一處五万圓くら

いという意味合いでしようか。それとどのくらいの基準を持つておりますか、もしわかりましたら承りたいと思ひます。

○井藤公達人 実は私計数上何万圓と申し上げることはできません。これははつきりとして申し上げます。ではどういう意見かと申し上げます、やはりこういう国をあげて貧乏になつてゐる際

でありますので、こういう措置もある程度やむを得ないのじやないか。私の申し上げたい結論は、資本蓄積に關する三つの措置、これをやめなければならぬ、今のような基礎控除というとな

常の問題は大きいのであります、御案内の通り、五千円上れば所得税の収入はぐんと減ります。これが減るとま

た何か新たな税金を設けるのか、どこかにさしきわりの出て来るのであります。今日はそういうことをはつきり申

し上げませんでしたが、直接税をなるべくやめよう、これは理論的に申しまして変なことです、さつき申しま

したような日本の現状からいいたしまして、間接税が多分いいじやないかと

が、大體の精神をおくみとり願ひたい。

○三宅(則)委員 もう一点伺ひます、が大企業に有利である、中小企業もしくは零細企業にはおもしろくない、

こういうふうな先生のお話を承るわけでありまして、大企業はもうろんいと思ひますが、中小企業にも少し名案

がありましようか、ありましたらこの際承りたい。

○井藤公達人 中小企業につきまして基礎控除的なものを設けたらどうかという説が、農民の問題に關連して出て

おるものであります。私は中小企業の方々が非常に苦しいといふことは認め

ます。けれども私は大企業に——もとと率直に言ひますと法人ですね、法人が個人に配当する前に、どこかわけのわ

とか七五%と把握せられて、あとは脱税があつても三〇%くらいである。と

ところが中小企業の場合は六〇%、七〇%くらいしか把握できないので、あと

は少しぶん脱税になるのじやないかと推算があつた。この推算の数字自

体に対してはどの程度權威があるか問題ですが、われわれの大體の感じから

申しますと、そういうことがあるのじやないかと思ふ。私はそういう意味から

申しまして、中小企業につきまして基礎控除的な要素、勤労控除的な要素

を認めることもいいと思ひますが、それをもつとふやさないと權衡上どうか。シヤウブ勧告は、さつき申しましたよう

うことに主眼を置いての問題でありま

す。たゞ、先生のお話が特別償却、預金利子の選択課税、法人の積立金課

税廃止といふことが、精神としては反對である、しかし臨時措置法として

やられたことは妥當であらう、従つて適當な時期においてはこれをさらに復

活する方がよろしい、こういうふうな要約されておるようでありますが、こ

の点につきましてはわれわれははなはだ恐縮であります、異論をさしはさ

みます。これでも足りないと思ひます。と申しますのは、特に特別償却の問題につきましては、ただいまの日本税制の上から考えますと、耐用年数の算定の基礎等につきましては、物理的の耐用年数だけを加味されておりました、経済的な耐用年数などというものはむしろ除外になつておることは先生御存じの通りだと思ひます。すなわち一般機械設備の陳腐化見込み、あるいは技術水準素材の状況変化、こういうような部分品の資本的償却であるとか、修繕費との関連がどうなるのか、立地條件や、作業の時間、激動産業、比較的閑散産業との関連が少しも考慮に入れられていない。新たに発達しようといひたしております特に化学工業等、合成纖維の試験的設備、こういうようなものに対しては経済的な耐用年数の控除など、もつといへば無形固定資産の耐用年数などといふことについて、考慮がまだ足りないように私どもは考へる。従つて償却方法が、個別償却一本主義と申しますような税法の建前であります。その場合において、わずかに経済的な耐用年数を盛り込むものが特別償却であります。これあつて初めて法人の機械設備の更新もできる

のであります。これは大企業といわず小企業といわず、ことごとくこの範疇に入るだろうと思ひます。従つてこの措置が資本主義、少くとも大産業を擁護する立法であらうという御批判は、これが巷の一人の批判でありますならば、私も微苦笑いたしましてこれを看過するにやぶさかではありませぬ。しかしながら新界の権威者であります井藤先生のお言葉としてこの公聴会において拜聴いたしますと、ともすれば誤れる資本主義排除の観念の方々に、どうも悪く利用されるのではないかと、こういう心配があります。現在国家の予算の問題を考えましても、卑近な例で申せば、キタイ台風が吹いた、アイオン台風が吹いた、この災害の復旧は急務であります。昔の日本のように、財政的蓄積のありました当時においては、急に開かれた臨時国会の予算委員会などの審議も、單に歳出を審議するのみでありました。蓄積を出してどういふふうな復旧をやるかということを検討すればよいのでありましたが、残念ながら現在国家も蓄積がありませんので、緊急やむを得ざるころの災害復旧等の施設も、まず入りを考へ、しかして歳出をあんばいするといふ、国家本来の予算とは少くとも違つておもう。そういう時代でありましたので、法人、一企業を見ましても、やはり蓄積がありません。従つて機械を更新するような場合には、借入金に仰がなければならぬ。借入金は現在の金融制度から行きますと、なか／＼容易なことではありません。従ひまして特別償却は、現在の三年間五割などというふうな微々たるものではなく、もつと容易に更新のできる特別償却を

認むべきであると私も考へております。従ひまして今回の特別償却の問題は、これを廃止するというような意向は持ちません。むしろ政府の立法というものは適切なものだ、かように考へております。

預金利子の点につきましては、これまた御意見の通り五〇%という選択課税というものは、程度の問題では、私はおそらく先生と同じような疑問を持つものであります。一体五〇%がいいのか、六〇%がいいのか、もつと言へば四五%がいいのかというところは、相当疑問があると思ひますが、一応資本蓄積の一環としてはこれをやるべきであると私も確信いたしております。

なお百パーセント収入所得を把握するという趣旨から行けば、こういうお話もありましたが、勤労所得税にきつめて脱税が少いという観念は、これは研究室のお話としては私は了承いたします。しかし実際はそうではありません。旅費に仮装し、修繕費に仮装し、あらゆる経理の面において操作されておるので、勤労所得の源泉課税が、ほとんど九〇%、九五%まで徴収されておるといふ考えは、ここに京橋の税務署長さんもおられますが、現場の方から意見を聞いたならば、そんなに把握されておるものではない。むしろ他の所得の方が査察制度等によりまして追求がきついであります。勤労所得というものの内容が全部把握されておるといふことは、少し時代の声に押された感じがいたします。われ／＼実務家といたしましては、勤労所得税の源泉徴収の内容をよく知つております。決して給料や手当を合算いたしましたも

のが正當にかかつておりません。修繕費もあれば、旅費もあれば、あらゆる意味において、源泉徴収の部分においても、残念ながら、ほめた言葉ではありませんが、脱税があるというふうな実情であります。従ひましてそれらと比較しての議論は少しどうかと思ひます。

法人の積立金の課税廃止のことにつきましては、おおむね法人の蓄積のないう点について申し上げられたようであります。私も積立金に課税いたしますような、独法式を認める点に大体異論はないが、英米式と申しますか、法人は個人個人の資本の操作機関である、決して法人と自然人との二人格を税法上認むべきではないというのが私の観念でございます。こういうふうな方向に持つて行かなかつたならば、日本の中小企業を初めいたしまして、産業の復興は困難であらうと思ふのであります。そこで先生に對しては、私は失礼であります、民間の一人のお声ならば、その反響がきわめて小さいので、われ／＼は看過するにやぶさかではあります。先生の御言葉でありますので、ぜひこの点につきまして、もう一度きわめて簡潔なお言葉でけつこうであります。現在政府の措置というものは、現段階においては適當であるという程度の裏づけをいたしたいと思ひます。まことに失礼であります。以上お願いする次第であります。

○井藤公議人 いろいろの問題がございまして、簡単に結論だけ申し上げておきます。一番初めの、現在の日本の固定資産の減価償却制度が理想的でない、これは大いに改める必要があるのではないかと説には、私も賛成であります。決してその説に反対ではありません。現にここに公述人としてお見えになつておられます金子佐一郎さんが委員長となつて、日本租税研究協会というものをつくりつておられることは、皆さん御案内の通りだと思ひますが、あれなんかでも、そういう問題を御研究になつておられます。これは大いに改正の余地があるものと私も思ひます。今のお話と私も全然同意見であります。しかしそれは税法全般の問題でございまして、臨時措置の問題ではないのであります。だから今おつしやいましたような趣旨をもちろん加味されるとは思ひますが、それは臨時措置ではなく一般的な措置として取扱いべき問題ではないかと思ひます。

それから、私が時流に押されているのではないかと申すようなことをおつしやられましたが、私は決して時流に押されておられません。私は三十年來この立場をとつてかわらぬのであります。私は商科大学で財政学の講義をやつておると同時に、社会政策の講義もやつております。私が社会政策を勉強しているからそんなことを言ふかといふと、決してそんなささいな根拠で言ふのではありません。やはり私も幅広く――広くと言ふと少し偉そうな言ひ方ではありますが、社会政策というものは資本主義を破壊するのが目的ではなくて、むしろ資本主義を擁護するための、資本主義防衛のため、ブルジョア的なものだと言ふ人すらあるくらいであります。私は別に資本主義がどうの、社会主義がどうのという問題はいたしません。現在このわが日本の状態から申しまして、社

会主義は必要だと思つております。それから、先ほど申し上げましたように、租税というものについてどうも景気のいい減税論がありますが、そういう景気のいい減税論は、こういうことを忘れておられるのではないかと。結論的に言つて、私が今言つたこととむしろ逆のような印象を受けるかもしれませんが、租税というものは資本主義経済秩序というものを前提にした財政手段でありまして、それに反するような制度は矛盾だと思ひます。あまり景気のいい、たとへば累進課税、財産税論は、その意味において私は反対しております。ところが今度問題になつた三つの問題は、それを危うくするものではなくて、むしろ社会政策とか何とかいうようなことの権衡から考へて、中止される方がよいじやないか。その一例といたしまして、勤労所得の基礎控除額は三万円というふうな低いものである。だからこれはさきに申し上げましたように、たしかにいい制度であると思ふ、この三つの制度はいい制度だと思ひますが、負担の均衡という点から申しますと、やはり私が今申しましたような結論を述べたくなるのであります。

それからもう一つの問題は、勤労所得について、これはあげ足をとるやうで失礼ですが、私は一〇〇%把握とは申しません。これは推算によつたのでございまして、今私に御教示くださいましたように、勤労所得も確かにうま／＼脱税をやつておられると思ひます。それはいろいろ／＼な手段で脱税が行われておられると思ひます。まさか学校などではそういうことはできませんが、とにかく勤

ないかという説には、私も賛成であります。決してその説に反対ではありません。現にここに公述人としてお見えになつておられます金子佐一郎さんが委員長となつて、日本租税研究協会というものをつくりつておられることは、皆さん御案内の通りだと思ひますが、あれなんかでも、そういう問題を御研究になつておられます。これは大いに改正の余地があるものと私も思ひます。今のお話と私も全然同意見であります。しかしそれは税法全般の問題でございまして、臨時措置の問題ではないのであります。だから今おつしやいましたような趣旨をもちろん加味されるとは思ひますが、それは臨時措置ではなく一般的な措置として取扱いべき問題ではないかと思ひます。

それから、私が時流に押されているのではないかと申すようなことをおつしやられましたが、私は決して時流に押されておられません。私は三十年來この立場をとつてかわらぬのであります。私は商科大学で財政学の講義をやつておると同時に、社会政策の講義もやつております。私が社会政策を勉強しているからそんなことを言ふかといふと、決してそんなささいな根拠で言ふのではありません。やはり私も幅広く――広くと言ふと少し偉そうな言ひ方ではありますが、社会政策というものは資本主義を破壊するのが目的ではなくて、むしろ資本主義を擁護するための、資本主義防衛のため、ブルジョア的なものだと言ふ人すらあるくらいであります。私は別に資本主義がどうの、社会主義がどうのという問題はいたしません。現在このわが日本の状態から申しまして、社

勞所得につきましても、御説の通り確かに一〇〇%把握しておりません。中小企業あるいは大企業などは、一〇〇%どころか、五〇%の課税というようなどころもあり得ると思ひます。しかし私が今申し上げました勤勞所得については九〇%、それから農業については七五%あるいは八〇%、それから商業については七〇%とか。六五%と申しましたのは、私の感じで言つておるのではなくて、今私計数は持つておりませんが、やはり推算をやつたものがあるものでありまして、それによつて申しております。これについて、少し變じやないかというお説、あるいはごもつともかまわありませんが、だからと申しまして、私は、勤勞所得については理想的に行つておつて、ほかのものについては脱税が多いのだというふうなことを断言するのではありません。大体の傾向からいつて、この三つの順序から行くと、勤勞所得がよくとらえられて、それから農業所得、商工所得というこの傾向については、御賛成くださるのじやないかと思ひます。

○夏堀委員長 次に十條製紙常務取締役金子佐一郎君。

○金子公鑑人 今般政府は租税負担の軽減並びに合理化、税制の簡素化をはかるとともに、資本蓄積を助成しようといひまして、所得税、法人税等につきまして税制の改正と行ひ、この新年度から実施をするように考えられておるようであります。さらに重ねて資産の再評価を行ひ得るよう措置がなされるように聞いておるのでございませう。私は産業界の立場から、これに對して少しく私見を述べてみたいと思ひます。

今回の税制の改正は、税制な根本的な改正にはほとんど触れておりません。そして減税的な面を見ますと、七百萬圓程度の軽減がするといふことが言われておるのではありません。これはもちろん実際に七百億圓の減税はなされるのでありまして、ただこれがはたして國民の生活を楽にする結果が出るか、出ないかといふことは別問題でありまして、本年は物価騰貴も非常に予想されますので、おそらく物価騰貴によつてこの減税の恩恵は相殺されるのではなからうかといふことが考えられるので、これは税の計算においてもひとつ考慮に入れなければならぬのではないかと思ひます。一方国の税収の絶対額は、昨年とあまりかわりがない。というのは、これは七百億を減税はいたしましたものの、物価騰貴によりまして國民の所得が増大し、これに對して自然増収が期待されますので、結果としては租税収入としてもあまり前年度に変わりがないといふものになるのではなからうかと思ひます。

それは別といたしまして、まずこれを所得税の面から今回の改正について考えてみますと、基礎控除あるいは扶養控除といふものが引上げられまじたり、最高税率五五%の適用が五十萬圓から百萬圓に引上げられたり、さらに生命保険料を二十萬圓まで控除を認めるとか、預貯金の利子等の源泉徴収課税制度を設けるとか、これはいろいろの点から申しまして、税の軽減並びに合理化であるいは制度の簡素化をねらつたものであらうと思ひます。これについてはまず改正前のものに比べれば、一段とこの目的が達成せられてゐるよう思ひます。

であります。しかしその問題としては確かによりよく改善されたと思ひますけれども、それではその結果、中産階級と考えられる程度の税負担が、はたして現在の実情とにらみ合せてどの程度になるかと言ひますと、まず二十萬圓超から三十萬圓くらいで四〇%くらい、しかもそれに地方税を入れますと四七・二%、三十萬圓から五十萬圓の所得者は四五%になります。さらに地方税を入れますと五三・一%となります。これを見ますと、大抵中産階級と考えられる程度の所得は、半分は税のために持つて行かれるといふのでありまして、これで資本の蓄積等のことを期待することは、はなはだ困難ではないかと思ひます。従つてこのような改善は、さらに一段と推進されなければならぬと思ひます。ところがそれは今後の財政上の必要といふものとにらみ合せて、できる限りさらに努力をしてもらわなければならぬと思ひます。それに勤勞所得の問題につきましては、先ほどもお話があつたのでありますが、これはいろいろの問題はあらうと思ひますが、現在の勤勞所得除一五%、最高が三萬圓という程度は、私はまだ低いと思ひます。これはできる限りにおいて引上げる必要があるように考へております。結局國民生活の安定並びに勤勞意欲の高揚と民力の涵養による自主的の資本蓄積に資するためには、このような問題は、一応取上げられた限界以上に、さらに考究されてしかるべきものと考へております。

この退職金と申しますのは、これはおの／＼の立場からいろいろ考へられたいと思ひます。あるいは功績に対する褒賞金と考へられるもの、あるいは賞金と考へられる場合もありまゝす。それから退職後の生活資金であるといふふうにも見られるのでございませう。これらの論議はいろいろありまして、よくけれども、結局はそれを受領いたしますところの退職者の立場からいたしますれば、これは退職後の生活費に充てられるとか、あるいは子女の教育に充てられる等、まつたく切実な資金としてこれが運用される場合が多い実情でございませう。

一方わが國においては社会保障制度にまだ多くの責任を期待することができない実情でありますので、企業といひましては、これらの社会的な負担を一部分課せられてゐるといふふうにも考へられるのであります。従つてこの退職手当のごときものを、普通の給与と同様に課税するといふことは、私はいけなないのではないかと思ひます。実情を申し上げれば、これらの退職手当に對しましては、現行法では給与所得の上に上積みといたしまして、高率の課税が行われております。そして退職時期を異にするによりまして、手取りの退職手当に著しく相違が出するのでございませう。

それから三番目には、課税の計算方法が五箇年の変動所得として扱われて計算がいたされておりますので、複雑でありますために、退職者は手取り退職金額を的確に予知することが困難であります。かくいたしまして、これらの問題につきましては、ともかく退職者の立場に立つて考へますれば、普通

の給与所得と同様に扱われることは、はなはだ私は遺憾な点が多いと存じますので、こゝういふようなものにつきましては、特別の措置が講ぜられてしかるべきだと思ひます。もちろん他との均衡もありまして、これに對して免税措置といふところまで取上げられないならば、せめてその半額に對しては、低率な課税をするとかいふような、何らかの形において、この問題が他の一般給与所得と異なつた特別措置によつて課税されることをぜひ實現していただくたいのであります。

それから法人税のことについて触れてみますと、これはかねてから經濟界から要望せられておりました普通法人の積立金の課税二%が廃止されまして、この問題は、理由はシャープ勧告において利子賦課税のごとく言われておりますが、實質的にはやはりこれは資本課税の感じが強かつたのであります。そのことがこの際廃止されたことは、資本蓄積の面から見ても最も適切であらうと思ひます。さらに新規設備に對して三箇年間減価償却の五〇%増しの処置が講ぜられたことも、資本蓄積の面から見て同様に適切な処置と考へられるわけでありませう。ただこれらの今回の改正以外に、先ほどの所得税において、退職手当金に對して特別な税の軽減を望みましたように、この法人税の場合におきまして、退職金の積立金に對する課税はぜひやめていただきたいと思ひます。各企業ともこの退職金につきましては、労使間においていろいろ退職手当規則等もありまして、お互いに契約事項になつておる面もありますので、本来ならば當然

その支拂う時期は、本人の退職したときでありましようが、会社としてのこれに対する支拂義務の発生というものは、毎期々々相当額生じていることは間違いないのであります。しかるにこれらの積立金をいたしますればこれに課税されるので、従つてこれらの積立金を繰替する向きもありまして、多くの場合一般の経費としてこれが支弁せられていくのであります。これは企業の経営の健全化という点から見ても、また現在急務とされております資本蓄積という点から見ても、また、ぜひともこれが免税措置が講ぜられて行くべきであらうと思ひます。そうしておけば、一方従業員の面から見ても、これに退職手当の支拂の期限が確保されるような感じが強うございまして、この不安が一掃されるという面においても間接的な効果があるものと考へられるのであります。現に米園においても、この従業員の年金積立金については非課税であるということを知りかされておりますが、これらの点も考慮に入れますれば、この免税措置は別に大した不合理ではないと私は信じております。

なお企業といたしまして、設備の修繕維持ということとは相当大きな問題だと思ひますが、先般貸倒れ準備金に對しては免税の限度がきめられて、これに對して特別措置が考へられたのであります。この修繕費の引当金制度というものをぜひ確立していただきたいと思ふのであります。それは修繕費が單に通常の補修の範囲において毎期平均して出るような企業はまづよろしいのであります。修繕の場合には

多額な修繕費を一時に支出しなければならぬ、しかもそれは資本的な支出と考へられないというやうな問題もありまうので、これらの面につきましても、準備金の面から見ても、また一面資本蓄積の面から見ても、この問題についてはある一定限度を画し、貸倒れ準備金同様の措置が講ぜられて、修繕費引当金制度を認めていただきたいというふうに考へるのであります。現に法人税法施行規則第十五條で船舶に對する修繕の引当金が認められておりますので、これらの問題を拡大して考へていただければよろしいのではないかと考へるのであります。

それから次に資産再評価の特別措置に對しまして、一言意見を申し上げてみたいと思ひます。昨年資産の再評価が行われまして、当時八月までに企業はそれを実施するかしんかを決意いたしました。これを今限りで打切るという法的措置にたえなければならなかつたのであります。私は昨年の衆議院の公聴会で同じやうな意見を求められましたときに、これは非常に無理であると申ししたのでございまして、これは、企業がまだ収益について安定した感覚が非常に少ないのでありまして、赤字企業もいつ黒字になるかよくわからぬ。また黒字企業もいつ赤字に転換するかわからないというやうな問題も非常にありまして、これは最高限度額を八月までにきめることはよろしいが、その実施は少くとも三箇年くらいの間これを実施せしめるやうに弾力性を持たせなければ、なか／＼踏切りはつかないであらうということも申しつたのであります。しかし法はそれにかまわず、八月で締め切つて

しまつた。ところが、その結果といつたしましては非常に低調でありまして、さらにその結果を見ますと、法人のうち六七％しかその再評価を実施した会社がないというやうなことも言われているのであります。しかし、その後、朝鮮動乱の影響が企業の収益を好転せしめたので、ますますこの問題についてもう一べん再評価をやらして、その要望が出て参りましたので、その要望にこたへまして今回第二次再評価が取上げられたと思ふのであります。これは初めから再評価そのものに對しては強制をしてよいから合理的な措置である。企業の収益力がこれに伴いますならば、これは本来の筋からいつては当然どの企業に何回機会を與えましてもしつかないのだと思ひまして、今回の措置については、その面においては何ら意見はないのであります。ただ今回の措置が、おそろくや條件としてはまつた前回と同様のことに對してこれを行わんとするやうであります。すなわち昨年パスに乘り遅れた企業だけを、もう一回同じパスを出してこれに乘らせようという程度の処置のやうに考へますが、シャッフル勸告においても、物価が一割五分以上騰貴した場合において、この再評価を再度やらすことの可能性も申ししております。ございまして、昨年と比べまして物価はすでに三割以上騰貴しているものでありますので、この際収益力の高い企業からは、やはりこの限度額をその比例において引上げて、再評価と申しますか、第二次再評価を許すべきであらうという議論が出てくることは、傾聴すべきであらうと思ひます。なお、昨年度その再評価をやりました結果が、非常に低調であつたということの原因をこの際究明いたしました。この第二次再評価を許さなければ、結局はまたそれからの原因にはなれまして、結果としては同じやうなことはなはだ低調な結果を招くのではないかと考へような感じがするものであります。そこで、その原因と考へられるものを少し拾つて見ますと、再評価額六％の問題であります。これはぜひともこの際半分に減らして軽減したならばよろしいのではないかと考へよう。というのは、昨年この六％の税をとりまして、昨年度にその半額を納付せしめておりますので、その未納付分三％の範囲においてはその減税措置も考へられる余地があると思ふのでございまして、とにかく昨年のこの再評価額をとるかとらぬかについてはぜひ議論があらう。しかしながらこの再評価を認めて法人税が激減するといふことは、財政上の面から見ておもしろくないのであります。で、これが一つの補完税とも考へられる面も多分に含んで、この再評価額六％をとつた。しかしながら今年は先ほども触れましたやうに、国民所得の非常な増大を予期され、従つて自然増収もありまうので、これらの面はこの方面において相当カバーされたと考へますから、この際この再評価額を三％程度に軽減していただくことが、再評価をなおよりよくさせる上において、大きな力が出て来るのではないかと考へます。そうして昨年は再評価をして原価償却を増して、適正なる原価が増大すると思つておりましたのに、これに對して公定価格の改訂は行われないといふことをはつきり言われましたが、これははなはだしき矛盾であります。

で、今回はこの再評価をいたしました場合におきましては、現在公定価格は全面的に廃止されんとする傾向にあるときでありますので、なおさらのことこの公定価格は、当然これによつて改正せられてしかるべきものと考へるのであります。それから公共事業というやうな類似の企業にあらうしては、この再評価の時期並びに再評価額の延納という点については、特に留意していただかなければ、これらのことは実施はできないと思ふのであります。すなわち電気、ガス、鉄道等の公益企業につきましても、その増加償却額が、料金、運賃等に繰り込む措置が講ぜられまして、これが可能になるまでこれをぜひとも延ばしていただくか、あるいはこの再評価額の延納を認めて合理的解決をしなければ——これは公益企業といふものこそ再評価をさせたいのであります。これらのことを可能ならしめる点については、どうしてもこのやうな措置が伴わなければならぬと考へます。

それから固定資産税の問題がこの再評価をにぶらしてありますが、この固定資産税のうち、特に償却資産、機械等の償却可能な資産につきましては税金などが、やはり相当高い、しかもこの再評価の限度額から七〇％程度引いたところで、課税基準を設けております。現行法では七〇％以上再評価をやることは、固定資産税の負担もそれだけ多くなるという点によりまして、相当この面を躊躇せしめておるやうではありますので、償却資産に對する固定資産税の廃止もしくは軽減という点は、非常に困難な問題ではあります。

で、今回はこの再評価をいたしました場合におきましては、現在公定価格は全面的に廃止されんとする傾向にあるときでありますので、なおさらのことこの公定価格は、当然これによつて改正せられてしかるべきものと考へるのであります。それから公共事業というやうな類似の企業にあらうしては、この再評価の時期並びに再評価額の延納という点については、特に留意していただかなければ、これらのことは実施はできないと思ふのであります。すなわち電気、ガス、鉄道等の公益企業につきましても、その増加償却額が、料金、運賃等に繰り込む措置が講ぜられまして、これが可能になるまでこれをぜひとも延ばしていただくか、あるいはこの再評価額の延納を認めて合理的解決をしなければ——これは公益企業といふものこそ再評価をさせたいのであります。これらのことを可能ならしめる点については、どうしてもこのやうな措置が伴わなければならぬと考へます。

十分考慮されてもよろしいのではない
かと思ひます。

それから償却不足額の繰越しを認め
ていただきたいと思ひます。従来は耐
用命数が延長する形においてその償却
不足額を認めおるのでありますが、
今回この超過所得税もなくなりました
し、損金の繰返しも五箇年認められる
ようになりましたので、今期なし得な
かつた償却率は、随時収益力が、これ
をなし得るようになりましてならば、
この償却率の実施ができるようにこの
繰越しを認めていただきたいというこ
とが、各方面で希望されております。
こういったしますならば、この再評価を
いたしまして、もしも企業が所期のこ
とで収益が存続できなかったり、ある
いは期待したような収益が実現しな
くても、この操作は、この面において十
分弾力性を持つことになりまして、
相当大胆にこの再評価をとり上げて、
従来のごとき資本食いつぶしを是正
し、健全利益に対する課税を廃止するこ
という予算的な一つの措置が国家の企業
に実施できまして、大きくは日本の再
建に寄與するものと考えております。

それから積立金の資本金繰入れの問
題は、直接税法とは関係ないようであ
りますけれども、この問題につきま
すけれども、やはり日本の企業は、増大した
ところの資本に対して配当金その他を
考慮して参りますと、なか／＼ないの
ではないかと思ひます。従つて高収益
の企業にとつては、相当合理的な積立
金の最後の処置の実施でありますけれ
ども、全体としてはこれに対してや

関心が薄いのでありまして、しかし自
主にかさすという以上は、でき得る企
業にさせるのであつて、できない企業
はしなればよいじやないかという議
論も反面あるものでありますが、しかし
やはり間接的影響を受けることを考
慮されて、収益力の低い企業におい
ては、非常に消極的のようでありま
す。ただこれらの点で、一つわれ／＼
が重大に考えておりますのは、かりに
これらの措置を許しまして、この大企
業にして、しかも収益力のある企業が
これを資本に繰入れ、これに対して無
償株を交付した場合において、その企
業自体におきましては、非常に合理的
な処置でありまして、これが市場に
競合することになりました場合には、
はたして現在の株式市場において、こ
れらの無償株、これは交付するときだ
けでありまして、一たび株主の手に無
償株が渡つて、再びこれが市場に売り
出されるときには、有償株にかわるの
でありますから、この有償株を吸収す
るだけの能力が株式市場にあるかど
うかということが、非常に問題であり
ます。もしもなかつた場合には、この有
償となつた無償株の氾濫によつて実質
的の増資が阻害されたり、また株主に
有利であるとして無償株を交付したも
のが、かえつて株主の思ひない下落に
よりまして、案外損を與えるというこ
とがあるかどうか、これはわれ／＼と
しても、想像がなか／＼簡単にはつか
ないものであります。この点は一応慎
重に考慮してみなければならぬ問題
だと思つておるのでございます。

時間も参りましたので、あと二、
三、簡単に申し上げますと、次は固定
資産の耐用命数の改訂の問題につきま
しては、大蔵省におきましても、協
議会を開き、また財界におきまして
も、日本租税研究協会並びに経団連等
におきまして、真剣にこれを目下検討
中でございますが、これはややもすれ
ば物理的耐用命数にひつて行かれ
がちでございますが、この際経済的の
耐用命数というものを十二分にこれに
組み合せまして、いわば合理的な耐用
命数をつくり上げて、この改正によつ
て少くとも従来のような不合理な点を
一掃できるということを、われ／＼と
して大きく期待しておる次第であり
ます。これはまだ成案もできておらぬよ
うでありますので、この際御遠慮いた
したいと思ひます。

それから最後に株式譲渡差益税の問
題でございます。これは一般の企業と
いたしましては、増資ということによ
りまして、自己資本の拡充をはかり
また社債等によりまして、これまた同
様の措置を講じたというところが現在
の念願であります。しかしこれが円
滑に行きますためには、この株式譲渡
差益税の問題が、大きくからまつてい
るのではないかと思ひます。株式の譲
渡差益というものは、もろ／＼つて所得が
あるものに課税をするのは当然だと思
ひますので、この点を云々する意は思
ひます。ただ株主もまたうかつたこ
とに課税するならば、必ず損したとき
に、それだけ税の負担を軽減すべきだ
と思ひます。ところがこれ短期にお
いては多少その点は認められていた
うであります。税の面から見れば、
必ず株主というものは売買の上で損
する人もあれば、また反而得する人も
あるというやうなもので、結局これ
を完全に行へば税収入というものは期
待できないのではないかと、また個人的に
いつても株主などというものは、必ず利
益があるときまつたものであれば、だ
れも彼も株式の売買をいたすのであり
ましようけれども、これは損をする人も
あれば大きく得をする人もある。これ
は同じこととあります。こういうふう
になつて来る税であります。しかも今
問題になつてゐるのは、これらの理論
は別といたしまして、實際面において
なか／＼あの膨大な取引を完全に把握
いたしまして、これに課税を適切にす
るということが困難であるという実情
から考えますならば、これは課税をし
ないということは不適正でありますの
で、課税をするならば、最もこれをす
つきりした税制に持つて行つた方がよ
いのではないかと。それにはこの株式譲
渡の移転税というやうな形式でもつて
源泉徴収するやうな形においてこれを
処置された方が一番よいのではないか
と考へるのであります。その点はひ
とつ當局においても今後研究せられる
であります。また株式市場にお
いても相当問題視しておるやうであ
りますから、いづれ何か成案ができるも
のと考へておるのであります。以上は
なほだ簡単でありましたけれども、所
見の一端を述べた次第であります。こ
れをもつて終ります。

○夏堀委員長 御質疑はありませ
んか。
○三宅(則)委員 ただいま金子事務
のお話によつてわかつたのであります
が、私の聞かんとするところは、旧所
得に對しましては、金子さんは五割を
控除して、あとの五割にかけるとい
うのであります。この点をもう少し勘
案いたしました。現在の十分の一・五
の控除だけではとても足りぬと思ひま
すので、その中間の率を定めた方がよ
いかと思ひますが、これに對する御所
見はありますか、どういふことが一
点、第二点は再評価というところにつ
いては、もちろん私も考へておるの
であります。超過所得もなくなりました
今日といたしましては、再評価も
当然であると思ひますが、朝鮮動乱等
におきますところの影響というものは、
小以下の企業においては影響がないよ
うに思ひますが、これについてはどう
いうふうに考へておりますか、金子さ
んの御意見を承りたいのであります。
○金子公達人 第一の御質疑でござ
います。これは勤務所得と退職手当と
二つにわけたお答え申し上げたいと思
ひます。勤務所得の一五％控除とい
うのは、これは前には二五％控除され
ておつたのであります。そしてこれは
シャウプの勧告もありまして一五％に
下げられたのであります。なおかつそ
の三万円というものが、はたして今の
貨幣価値からいつて適切であるかど
うかという面も考へますと、全体とし
ては勤務控除をもう少し高めた方が私
はよいと思ひます。それを申し上げたい
のであります。それから退職手当は、
これは職をやめまして、そしてこれか
ら前と同じやうな収入はおそらく得ら
れないという立場においてこれを受取
る場合が多いと思ひますので、これに
對しては半分くらいに税をまけて、半
分くらいは税の対象から抜いて、その
残りに對して適切な課税をしたらい
いのではないかと、こう申し上げたいの
であります。退職手当については、實際

でも税をとるということは合理的なことでありまして、それだけを免税的な考へで措置するといふ考へは、これは持つてはならないと思ふのであります。が、いかに事務的に困難だろう。そこに問題点があるのです。結局は名義書きかえを譲渡ごとに完全にすること、これは、事務的にできないことである。まして、ただ理論的に考へられるが、このことができてこそ、そこに一つ一つのそういう問題も考へられるし、また今お話の通り証券業者にそのことを委託して、それが名義書きかえはしない範囲においても、それらの点においても徴税ができるかどうかという点でございまして、これもいよいよ遊興飲食税その他のものが、これは今のよりはおおむね補正しにくい対象ではあると言いつながら、業者にすべてがまかされていく税というものが、はたして正しく入っているかどうかということ考へてみますと、なおさら一層その感が深いのであります。私もまだその点につきましては、研究も足りないものであります。一層また勉強させていただきます。今この御高見は十分参考に拜聴いたしておきます。

○官報委員 時間が過ぎてはなはだ恐縮ですが、再評価の問題につきましても、三宅委員からお尋ねがありました。またひとつ金子先輩の御研究の一端を伺うことができない点があるもので、それを簡単に述べようでありまして、それからお答えいただきたいと思ひます。現在退職積立金を現在株主に専属するものであるかどうか。もうその状態において増資をいたそうとした場合は、新しい増資株式に、

株主総会において特約をいたしまして、旧株主に専属するものであるという特約をいたしますと、その場合に商法の觀念から行きますと、株主の平等という觀念も生れて来るかもしれせん。しかしこれは研究の余地のあることであります。専属する決議が有効に成立した場合には、増資ができる。こうなりますと新たに発券されます株式は、すなわち商法上の劣後株、というふうになるかと私は考へるのであります。従つてこれを早期に繰入れ処理をいたさなければ、実質上の増資といふこと——現実の資金を流入させます増資といふことを阻害しておるわけでありまして、これは事業家の方々は十分いろいろの面において実際づつかつておるだろうと考へておられますが、早期繰入れに金子先輩の御意見は慎重の考慮を要する、むしろ早期にやるべきでないといふ一つの構想が流れておるやうに——私も誤解かもしれませぬが、伺いました。早期に繰入れなければ、実質上の資本増加といふことは困難であると私は考へる。この点について簡単に述べようであります。

○金子公達人 再評価の資本繰入れにつきまして、この無償株をかりに交付するといふことは、その受ける株主が、再評価時以前の株に対して、いわゆる旧株に対してなされるべきであつて、再評価後に増資した新株に対して割当することは不合理ではないかといふ意見は、われ／＼始終大分やりました。やりましたけれども、結論は結局そういう点においては不可能だ。理論的には一応考へられるやうであるけれども、現在投資をしようとする新株

についても、その株主平等権の見地からしても、また現在の株価といふものが、かりに新投資において、他は五十円で出すならともかく、もしもそれ以上の株価で売り出された場合において、すべてそういう企業の中に一切含まれてはいる実力といふものを加味されて投資を促されるものであるから、これはそういう点を線を引きつことは無理であるといふことを言われました。それからもう一つは、かりにこの資本金に繰入れるといふことが、株を發行せずして、繰入れも法的措置によつてはできるものであります。それは先ほど繰返して申し上げますが、商法二百九十三條の三において、株式を一応發行しないで資本金にこれを振りかゝることもできるのであります。こういう措置も考へてしかるべきだと思ふのであります。結局一部分を資本に組み入れて、そして無償株を交付する。そしてまた第二の資本に繰入れる段取りになつた場合、前に發行した無償株にもそれがまた行くのかどうかといふやうな問題にまでも、この問題は議論しておると發展いたしました。結局この資本繰入れ時におけるこの株式に対しては、全面的に一株に対して幾つというふうな、平等にこれを交付すべきであらう。またそれでなければ、結局事務的に処理がつかぬという結論を得て、現在自分はその考へております。

○官報委員 もう一つ、これは事務的なお尋ねであります。私の手元へ、終団連から参りました退職積立金に対する要請書を頂戴しました。現在特別委員会において毎週金曜日の午後二時から検討を加えておる一つの議題となつておるわけでありまして、その要請書の末尾には、金子先輩の御陳述と違ひまして、退職金に対する免税の措置を講ぜられたい。切り離して、別個に免税の措置を講ぜられたい。こういう強い御要望であります。どうかこういう線にしたいと思つて研究をいたしておるわけでありまして、御公述いたされたのは、半額控除、低税率、こういう御公述で、これも相當だろうと思ひます。しかしながらその要請書をそのまゝ拜見いたしました。かりに免税の措置を講じたとして仮定いたしますと、企業が積み立てます退職積立金に對しては、現在と同じように課税するのが妥當だと思ひます。御説の中に、退職積立金の課税も免除しろといふこととありますが、もし最終給付におきまして、その退職給與を受けます方が免税されるという段階におきましては、企業内の退職積立金の留保には課税するのが租税理論として正しい。実際に支拂つた場合には、これは積立金の流用として損金にすべきだと思ひますが、この点、公述の中で、要請書との間に若干矛盾を感じましたが、その点ちよつと御意見を承りたい。

○水上公達人 ただいまの御意見で、ちよつとお考え違ひでありはしないかと思はれる点がございまして、法人税において退職積立金に課税するといふことは、結局は課税をしないと同じことであるといふこととございまして、主観的問題であります。といふのは、退職金は経費で拂うのでございまして、従つて損金に認めなければならぬのであります。ただあらかじめ何年か先に拂う積立金を積み立てておけば、それは引当金という確定債務でな

いから課税する。拂つたときには、その拂つただけ、それから引出されただけ税金は返してもらえるのであります。結局は課税する意識がないのであります。ただ主観的に課税がなされるのでございまして、結局退職積立金に課税をしないでおきますれば、一旦とつてあと返してもらえるのを、最初からとらずにおくといふだけの措置でありまして、これは主観的な問題だと思ひます。従つて退職金の免税なり、あるいは軽減措置といふものは、一応関連性がなくとも考へておきます。

○夏堀委員長 それでは休憩いたします。午後は一時半より會議を開きます。公述人の都合もありますので、定刻に會議を開きますから、御出席を願ひます。

午後零時五十二分休憩

午後一時五十六分開議

○夏堀委員長 午前中に引続き公聴會を続行いたします。

公述人の意見を聴取いたします。大阪銀行副社長堀田三君。

○堀田公達人 私大阪銀行の堀田であります。はなはだ失礼ですが、ちよつとのおつきならぬ所を持つております。時間がございますので、本日は税制改正全般にわたつて意見を述べたいと思ひましたが、やむを得ず私の関係いたしましたお尋ねする金融機関の立場から、それに関連する部面につきまして、特に意見を述べさせていただきます。

なお一言その前に全般にわたつてのごく簡単な意見を述べさせていただきます。今回の所得税の改正におきまして、税金全般にわたつて七百四十

億のうち、六十十数億が直接の所得税の軽減になつておるのであります。それに基いて午前中論議がありましたように、かなり社会政策的な線が盛られておりますことは、いまだ十分とは申しませんが、大いに改善の跡を見ることができると存じます。非常に御同慶にたえぬと存じますのであります。しかしながら一面におきまして、二十四年度の財政の締めくくりにおいて、税の滞納になつておりますものが四百三十五億、それに前年度からの繰越しを入れますと、滞納が実に千二百五十八億になつておる。本年もおそらくこれに劣らぬ滞納を控えておることと存するのであります。これを一面別な角度から見ますと、この滞納があるにもかかわらず、財政が黒字であるにかかわらず、財政が黒字であるという実体は何を物語るかというところに問題があるのではなからうか。これだけのものをとらずにおいて、しかも財政が黒字であるということは、見方によれば計画としてはとり過ぎではなからうか。もつと端的に言うならば、正直に納めた者が非常に苛酷な税をとられた結果になるのではなからうか。どうかこういう面におきまして、一層の徴税の実をあげられて、それを積極的な税の軽減に充てていただきたい、こういう感じがするものであります。ことに昨年度十二月末現在における徴税の成績を拜見いたしますと、源泉課税の分におきまして約七％、申告所得において四四％の成績であるというふうに聞いております。これを見ましても、主として源泉で課税されておるところの勤労階級の負担が、重過ぎるというふうに考えざるを得ないのであります。かれこれ考えま

して、一層勤労階級の税負担を軽減することに、今後とも御配慮が願いたいと存するのであります。さて私が意見を述べたいと存じますのは、今回の改正のうち、井藤教授が午前中申されました三、四の項目中、資本蓄積に関する部分につきまして、特に金融機関としては預貯金等の課税にあたり源泉徴収を認め、その税率を百分の五十とする。この問題について主として意見を述べたいと存じます。なお資本蓄積の一連の措置といいたしまして、法人税においては積立金に対する税金を廃止する、あるいは新規の機械設備等に対して償却を厚くするという二つのものがございしますが、これは午前中金子氏から述べられたところ、私はまったく同意見であります。今回の改正案を見、賛意を表するものであります。金融機関といいたしまして最も関係いたします預貯金の利子に対する源泉課税の問題につきましては、かねて金融機関から再々陳情をいたしておりました問題でありまして、今回このことが実現の運びになりましたことを、非常に喜びといたしておるのであります。

結論から先に申し上げますれば、これに賛成を表するのみならず、金融機関といたしましては、従来より熱心に陳情をいたしておりましたお多きのものが、今回の改正から漏れておることを指摘いたしたのであります。それは無記名定期預金を復活していただきたいということ、預金者貯蓄組合預金の免税点を、現在三万円となつておりましたものを、十万円程度に上げていただきたいということ、預貯金の利子の歩拂い調書に対して、千円以上を報告いたしておりますものを相当引上げていただきたい。なお富裕税の取調べにあたりまして、同法第三十六條に規定いたしております預貯金の報告義務につきましては、過般一時中止されたのであります。引続きこれを恒久的に中止を願いたいという問題、さらに金融機関といたしましては、かねて貸倒れ準備金に對しする免税の限度が、一般法人並に貸金の百分の二に達するまで、毎期貸金の百分の三あるいは所得金額の百分の二十に相当する金額のいずれか低い方を準備することになつております。もつとも昭和二十七年三月までは、毎期貸金の百分の六あるいは所得金額の百分の三十の繰入が認められておるのであります。ところが、明年三月以降はこれが一般企業と同様になります。つきまして、これをひとつ改めて増額を願いたい。その理由は後ほど申し上げますが、要するに金融機関は預金者の預金を全額、むしろそれ以上に貸出しに向けており、見方によればきわめて安定を欠いた状態にありますので、万一に備えるために外部に奉仕するのではなく、内部の準備金として積み立てるのであります。百分の五ないし十くらいまで上げていただくことが望ましい、こういうふうにお考えである次第であります。

それからいふ一つは、税務署の取調べにあたりまして、従来しばしば摩擦を起しておるわけでありまして、税務当局におかれてもいろいろ手かげんをいたしていただいておりますことは、よくわかるのであります。ところが所得の所得源を探索するために、これを銀行預金にお求めになるような風習慣行があるように思ふのであります。これは幹部の方にお話すればよくおわかりになつておるのであります。実際の現場を扱われる方々においては、ともすれば銀行の預金者の取調べということが、何か違法があるとか、脱税があるとか、あるいは犯罪の嫌疑があるとか、あるいは相続税についての取調べ上必要であるかといった場合に、銀行の取調べをなさることがもとより当然でございますが、そうでなく、むしろ銀行の預金から逆にその所得がどうして来たかというふうに、銀行の預金をよすがとして所得を探索する方便に使われるというところになります。銀行に金を預けると何もかも全部洗いざらいにつつ抜けになるという不安がありまして、過般来いろいろ問題が起しておるのであります。こういう点につきまして、どうか先ほど申しましたように、銀行を調べになる場合にはその必要なるやむを得ざる限度にとどめ、預金者心理を無用に刺激しないようにする、こういうふうにおとりはからいを願いたいと思ふのであります。

さて私が以上の要請なり論議を進めます根本の理由は、資本の蓄積といふことが日本の経済の現段階において、いかに必要であるかという問題から出発するのであります。午前中井藤教授のお話によりますと、資本の蓄積も必要であるが、それは方々のつり合いを考えると、そのことに税的な措置において重点を置く限りにおいては、他との均衡を失する、あるいはそのことが租税体系の一面をくずす結論になりはしないかということにおいて、趣旨は認めるが、やはり根本の理論的な方向からは、反対であるというふうにお話があつたように記憶するのであります。この理論は今に始まつたわけではなく、大よそわね／＼が知つてゐる限りにおいては、日本においても大蔵省等の内部において、銀行局と主税局の間には絶えずこの論争が繰返されておつたところでありまして、世界各国の例を見ましても、こういう問題はしよつちゆう論議の対象になつておるのであります。そこで私はこの理論が間違つておるか、それに対して異議をさしはさみたいという考え方は毛頭ないのであります。純粹の租税理論あるいは公平の理論から申しますれば、まさにそういうお考えが正しいであらうと存するのであります。しかし問題は、現在日本が置かれておる経済情勢、並びに日本が一日も早く自立態勢をとるために、何を第一義的に必要とするかという問題とにらみ合せて、考えるべき点であると思ふのであります。今日やはり資本の欠乏という問題ほど、日本の自立経済に大きな支障はないのであります。勝つたイギリスがあつた程度の苦難をなめて、今日日本よりもなおいろいろ／＼な角度で耐乏生活をしてゐるわけでありまして、そういう中におきましても、破壊された設備を復興するだけでも容易なことではないのであります。それをさらに戦前の生産活動に移すために、いかに資本が欠乏しておるか、そういう段階におきまして、本来ならばほかのことはしばらくおいて、この際資本を充実するために臨時の非常措置をとつても、あえて行き過ぎではないとさえわれ／＼は考えておるのであります。もちろんそのために社会政策にブレーキをかけるとか、そちらの方を遅らせるという考えは毛頭ないのであ

りまして、でき得べくんばその方も並行して行きたい。しかしそのほかの考へ方から、資本蓄積を遅らせるような措置はこの際断じてとるべきでない、こういうふうな考へておるのであります。金融機関におきましては、御承知のようにいろいろな角度から預金を集めて、それを産業資金として動員することに努力をいたしておるのであります。いま十分な効果が上らず世間からもいろいろと御批判を受けておりますことはよく存じておるのであります。現在どれだけの預金があるか、それが戦前とどれだけの比率になつておるかといふことを、御参考までに申し上げてみますならば、昨年十二月末における全国銀行勘定の預金は、一兆一千百九十六億に達しておるのであります。しかるにこれを物価指数で逆算いたしますと四十二億にしか当らないのであります。昭和十年の例と比較いたしますと、昭和十年には預金が九十九億五千万ありましたのでありますから、現在の膨大な額に見える預金は、約四一、二パーセントにしか実質的には當つていないのであります。しかもその中に占めております安定性のある預金は、定期預金を例にとりまして数字を調べてみますと、現在におきましては約一兆一千何がしのうち二五%が定期の額であります。しかるに昭和十年の九十九億五千万のうち、定期はどれだけあつたかと申しますと、約六〇%を占めておつたのであります。こういうふうな考へますと、その量におきましては、質におきましては現在の預貯金額はいかに貧弱な額にしか達しておらないのであります。それに反しまして産業活動

の方は非常な無理をして急遽設備を復興し、かつ生産を向上させて参りました。昨今ではGHQの統計を見ましても、重要産業の工業生産は一〇〇%をほぼ越しておる。つまり戦前の域に大体において平均して達しておる状況にあるのであります。これはそれだけの非常に多くの産業資金の需要を意味するものであります。実質的に昔の四二%くらいの預金をもつて、現在それだけの生産活動をやるために、いかに多くの産業資金がいるかといふことは想像に余りある次第であります。かるがゆゑに、われ／＼は預金を全部貸し出してはお足らず、日本銀行からの借入れに仰いで、その供給を間に合せておるわけでありまして、なおかつ至るところに深刻なる金不足が展開しておるわけでありまして、少し余談になりますが、われ／＼がいわゆるオーバー・ローンとして預金の一〇〇%以上を貸し出すといふことは、これは銀行経営の常道からいかにしても考えられないような行き方でありまして、試みに外国の例をとつてみますと、アメリカにおきましては、銀行は平均預金の三〇%ないし三五%の貸出しをいたしております。英国におきましては大体二五%前後であります。最近著しき例として、カナダの銀行は二〇%前後の貸出ししかいたしておらないのであります。むしろ銀行は優良なる企業への貸出しをせよとおるような状況にあるのであります。日本の現状とにらみ合せまして、まことに思ひ半ばに過るものがあるのであります。こういうふうな状況下におきまして、かなり銀行の常識をはずした経営までいたして、なお金不足であるといふこと

は、せめて詰めれば銀行に金が歸つて来ない、預貯金として集まつて来ないといふことを意味する結果にはかならずぬと思つておるべきです。しからば、それはどこに一体原因があるのでしょうか、かといふことを探究いたしておみます。のにも、もちろん貨幣価値の不安定という問題もありましょう。將來またインフレが再現するといふこともありましょう。なお過去における苦い経験といふこともありまして、それらをしばらくおくといたしましたが、現在最も預金者の心理に響いておりますのは、預金の秘密性保持という問題であります。銀行預金をすると、それが税の対象になり、元も子も現われるといふようなことがかりにありとすれば、銀行に金を持つて来る人はだん／＼なくなつて来るわけでありまして、これはさういふ不正な考へ方、あるいはさういふ不透明な行き方を国民がするのが間違つておると言へば、それまでであります。しかし事実おおいがたい事実として、銀行の秘密が漏れるといふことによつて預金が逃げるという關係を、いかんともすることができないのであります。その例をいたしまして、過般富裕税の申告を十二月末日現在でするという告示が大蔵省から出された場合に、たゞ／＼それが新聞に漏れまして、私は大阪に滞在いたしておりましたのであります。四日間滞在いたしたるうちに、その富裕税についての新聞が出た日より四日間に、大阪市内における銀行の預金が十一億減したしたのであります。これは全国の統計は定かではありませんが、おそらく莫大なる数字になつておると思つております。こういうぐあいにきわめて敏

感に反映する。これは法律をもつて縛ることもできません。いろいろの強制をもつてこの預金者心理、経済心理をチェツクするわけにも行かないと思つてあります。またそれだけ日本の民衆の公徳心が遅れていると言へば、それまでであります。しかし現にそのために産業資金が／＼枯渇し、金詰まりが解決しない。そのために自立経済が遅れるという事態に直面しては、目をおおるわけには行かないと思つてあります。こういう意味から申しまして、私はこの際どうしてもかりに理論的に筋が通らなくても、敗戦後の日本経済を建て直す捷徑といたしまして、しばらく非常措置をお願いしたい、こういうふうな考へのものであります。さういふ意味合いにおきまして、今回の預貯金利子に對しまする源泉選取をお認めくださいましたことは、まことに私は時宜の措置であると思存するのであります。なおこれについて、いろいろの御意見も午前中にございまして、要するにどちらが大事か。つまり理論通りに行くなれば何も政治はいらない次第でございます。明快なる理論ですべてが割り切れるわけでありまして、政治は生き物である。そこにむすかしがあるのではなからうか。してみれば、生きた政治を生きた経済の実情に照し合せた方法をしなうか。とつていただくことが、やはらうか、かように存する次第であります。無記名預金の復活をお願いいたしますことも、またさういふ一連の考へ方でありまして。源泉課税あるいは無記名預金は、高額の所得者あるいは有産階級を益するもので、

無産階級あるいは零細な預金者には何の関係がないのじやないかといふお話も、必ず出るであらうと思つてあります。その方面はまた別に、先ほど申しました預金者貯蓄組合の免税限度を上げること、救済をいたして行きたい。なお今回の減税の全般を見ましても、所得税における六百何十億かの軽減は、あるいは扶養家族の点において、あるいは基礎控除の点において、かなり社会政策的な線が盛られ、そこに費されておることから考えましても、この問題と別に、先ほど申しましたように、社会政策の線は別に進めていただくといふことで双方相補つて行けばいいのではなからうか、かように存するのであります。富裕税の申告の問題も、これもまた冒頭に申しました考へ方と同じであります。そこで先ほど申しましたことに全部盡きと思ひますが、要はこの際やはり日本の経済を建て直すために、資本蓄積に関するすべての問題をそれぞれ暫定的に有利に取扱つていただく、こういうことにお願したいと思つてあります。同時に私はこの際しみじみと一つの世相について考へさせられるのであります。それは政府が税の問題についていろいろ資本擁護をやられ、蓄積のために補助政策をとられるといふことだけで、はたしてわれ／＼國民としてのいいのであらうか。あるいは國民の先頭に立たれる国会議員の方々においても、大いにひとつ國民の指導をしていただく見地において、考へていただくことがないであらうか。これはドッジさんも指摘いたしましたように、減税したものがはたして蓄積にまわるかどうか、全部消費にまわる

懸念はないかという点にも関連するの
であります。巷間に見えておきますと、
なか／＼消費が盛んに行われつつある
のであります。クリスマスもやれば正
月もやり、忘年会もやれば新年宴会も
やる。あるいは結婚葬祭に至りまして
は、この敗戦国がほとんどまた戦前の
姿に返つてしまつたような感じがする
のであります。ここにおいて国民の資
本蓄積に対する心構えと申しますか、
受入れ態勢を整える必要はないであろ
うか。つい二、三日前歸つて参りまし
た私の友人が、英国のロンドンにおり
まして、あるカフェーに行つたのであ
ります。その席上、三人で行つて三つ
の紅茶が持つて来られて、三箇の砂糖
があつた。それを何の気なしに三箇と
も自分の紅茶茶碗の中に入れてしま
つたのであります。あとではかの者
が砂糖がないのでばかんとおぼろ
うとしたのだといつて聞くと、君が三
人分を一人で入れてしまつたというの
で、非常に赤面をしたといふことであ
ります。また私の友人が、これまたア
メリカから歸つて参りましたが、あ
る会社の技師として派遣され、向うで
非常に優遇を受けて、公式のレセプシ
ョンを開かれたのであります。その席
上におきまして、非常に盛態丁重に日
本に關係ある一人名前は申しません
が、あるジュネラルを自分の隣にすえ
て、きわめて懇切丁寧なる歓迎を受け
たのであります。その席上の料理が
何であつたか、もちろんカクテル・
パーティーといふことで呼ばれたそう
であります。文字通りカクテル一ぱ
いあつただけで何もなかつた。しかし
その心盡しは実に誠意にあふれてお
つた。あの持てる国のアメリカでも、そ

ういうやり方をしておるのでありま
す。そういったと、この敗戦国の
日本で現在行われつつある、金のない
のが金持のまねをし、あるいは酒々
としてせつなな消費に走つておるとい
つたような行き方に対して、われ／＼
は再考しなくてはいいであらうか。私
の考えるところは、敗戦国は敗戦国ら
しく新生活運動を開始すべきではない
か。すべて生活を簡素化してこそ、初
めて消費の節約から生ずる蓄積が始ま
るのではなからうか、こういうことを
痛切に考えざるを得ないのであります。
国会議員におかれましては、どうか英
国が、アメリカがこの行き方をして、
これに日本がただ模倣だけを論じて、
これに國民の蓄積ができるかといふこ
とに思いをいたされんことを切望して
やまない次第であります。

とりとめのよいことを申ししまし
たが、今回の改正におきましては、大部
分において私は賛意を表するものであ
ります。時間の關係上詳細にわたつ
て論じ得ないのは遺憾といいたし
ますが、私の職業に關係する範圍につ
いてのみ、主として述べさせていただきます
いたわけでありませう。

○夏堀委員長 御質疑はありません
か。

○清水委員 ただいまのお話の富裕税
の徴収について銀行預金の現在額の報
告の指令が出た。そのときに大阪で四
日間に十一億の預金が減つたといふお
話ですが、その後においてそれが取消
されたといふ大蔵大臣の声明が出まし
た。これがどういふ形でもどつて来て
いるのでございませうか。

○堀田公達人 その後徐々にあちつき
まして、やはりまた元の形に返りつつ
ありますが、かりに定期預金で預けら
れたものも、何らかの形で期限が来て
出された。こういうものは再びまだ定
期預金にはなつておりませう。暫定預
金として徐々に返つて来ております。

○清水委員 昨年の何月かに無記名預
金が廃止になりました。その無記名預
金がどういふ形の預金に残りました
か。あるいはその無記名預金が廃止に
なつたときには、今まで無記名預金で
あつたものが、そつくり下げられた
か、または形がかわつて預金された
か、その金額がおわかりでしたら伺
いたい。

○堀田公達人 この金額については
私調べたのであります。無記名預
金の制度が、新規に取組むことを中止
せよという命令に接したのが二十五年
の一月でございませう。それで實際は
昨年の九月まではそのまま存続を認め
るが、それ以後は存続できないといふ
指令に接したのであります。そこで新
規に取組むことができない、ストップ
令をかけられた直前、すなわち二十四
年十二月末現在におきまして、無記名
預金は千二百億ばかりで、全体の預金
の六十何パーセントかに達した。それ
が非常に早いスピードで伸びて来て
おつた。それが中止になつてしばらく
預金が停頓の形になりましたが、その
後今やつておりますような割増金付定
期預金、あれを記名式にしまして、そ
れに乗りかえさせるようにしているわ
けです。それが徐々にそちらの方に
わつて来ておりますが、以前無記名預
金の伸びたカーブと、記名預金になつ
て今の割増金の定期預金伸びるカー
ブとの間には差が出て来ておる。それ
と國民所得から申しまして、かなりの

ものが日々ふえて来ておる。それがも
し無記名預金が許されておつたなら
ば、はるかに伸びておつたであらうと
いふ推測は十分できるわけですが、それ
だけのものが記名式になつては伸びてお
らぬ、こういうことになつておりま
す。それからだん／＼減つて参りまし
て、九月までに全部なくなるべかりし
ものが、九月までには全部なくなる
といふのは、やはりとりて来ない者が
ありまして、処理が不可能であつた
ために少し残りました。現在でも約百億
くらいのもので、そのまま処理不可能状
態であります。これは日のたつに従
つてなくなるだらうと思ひます。

○清水委員 午前中の井藤さんのお話
では、資本蓄積についてはむしろこ
ういふ源泉選別などをするよりも、預金
利率を上げる方がいいという御意見で
ありました。これに対する御意見を伺
いたい。

○堀田公達人 これは今現に出てる
意見でもあります。これについては
より／＼われ／＼も研究しておりま
す。現在一番預金を伸ばすのに、預金
者に対して魅力となるのは何かといふ
問題になるわけでありませう。これは極
端な利率の引上げをすれば、利回りの
關係からいいますと、利回りの
な利上げをしても、現在の預金者には
ほとんどこたえない。むしろそれより
も機密性の保持といふことの方が、ど
れだけ魅力があるかわからない、かよ
うに思つております。

○三宅(剛)委員 二、三点伺ひますか
ら、簡単に御答弁願ひたいと思ひま
す。預貯金の機密性を保持するため
に、税務署もしくはどこから調べに
来ておる。これはもつともな

話であります。そのためにある預金
等が、名前が変更されておりました
り、もしくは無記名であつた場合にお
きましては、相当数のものがとりて来
なくなつてしまつて、そのまゝ銀行の
収益になりはしないかと思ひます。す
が、そういうことになると、それを改
善する方法がありませうか。その辺
をひとつ承りたい。

○堀田公達人 銀行はあくまでも預金
を時効にかけるといふことはございま
せん。それを利益の方へ組入れること
はいたしておりませんから残つてお
ります。

○三宅(剛)委員 もう一点だけ伺ひま
す。今のお話であります。税務署が
高くきめ過ぎたから滞納があつた。滞
納があつてもやつて行けるところを
見ると、やはり税務系から見ると欠点
があるのじやないかといふふうにとつ
たわけでありませう。これはやはり正
者がばかみで、不正直な者が得をし
ておるといふようなことにもなるわけ
であります。何か銀行の方といたしま
して、何か銀行の方といたしまして
は考えを持つておられますか。ただ預
金をふやすことのみが中心であるとい
うふうには考えられませうか。その点を承
りたいと思ひます。

○堀田公達人 これは非常にむずかし
い問題で、むしろ私の専門外のこと
であります。いかにして税をとるか
といふことは、主税當局が一生懸命御研
究になつていてもなお解決せぬ問題
で、いわんや私もこれは口出しは
できないのであります。問題は税額
をおきめになるときに——ここに専門
家がおられますが、いろいろな標準が
ありだろうと思ひます。それが客観

情勢の変化によつて、とれなくなるといふ点がいふ／＼あるのではないかと
思ひます。そこで税をなるべく納めや
すいようにしてとるという——今滞納
の問題もいろいろ研究されておるよう
であります。極端に言へば、今まで
の滞納を一ぺんたな上げにしてしまへ
という意見すら起きておる様に聞い
ております。しかし先ほど申されまし
たように、納めた者がばかを見るとい
うことでは、国民感情としても治まら
ぬだらうから、それをやはり年賦なら
年賦にして、納めやすいようにして順
次になくすにしようとする。すでにむ
ずかしくなつた段階の者には、そい
つた方法も考えられるのではないかと
いふことを、しろうとでございませう
と考えております。

○小山委員 先ほど来の堀田さんの資
本蓄積に対する御意見につきまして
は、私もまづ同感なのであります。
ただその場合に、その中の一環と
して申されました無記名定期預金
の問題が、今案として、われ／＼とし
て、非常な決断の境目にあるのであり
ます。なぜその決断がつかないかと申
しますと、一つは、税の公平の観念を
破りはしないかということ、しかし税
の公平の観念を若干破つても、その税
はいずれはとれる税である。今とれな
くても二年か三年の後にはとれる税で
あるということを考えますならば、そ
れは一つの考えとして押し切れそう
であります。ただ最後の決断がつかね
るのには、一体この無記名定期預金に
つてどれだけの預金の増加率を望め
るか。これが非常な犠牲を拂つてやつ
ただけの効果がなかつたとしたなら
ば、これは政府としても政治家として
も非常な問題であらうといふことが、
私は決断のつきかねるところであらう
と思つておりますが、この無記名定
期預金の復活によつて、最初実施され

ましたときに千二百億余りに上つた率
でもつて、そういうような蓄積が急速
に行われるであらうかといふことにつ
いて、実務家としての堀田さんの御意
見を聞かしていただきたいと思ひま
す。

なおこれに関連いたしますが、無記
名定期預金は現在禁止されております
けれども、債券発行等に関する法律に
よりまして、無記名の証券は発行を許
されております。これをやりました場
合の発行余力、あるいは最善の方法と
いたしまして、自己資本の充実に他
によつて得られるところの最大の金額
は、どの程度に想定されるものであら
うか。つまりその金額が案外に小さい
ものであるならば、またその他の方法
を考えなければならぬと思ひます。け
れども、現在の金融機関が無記名の銀
行債券を発行し得る発行余力との関連
を、実務家としての堀田さんから伺
ておきたいと思ひます。

○堀田公達人 無記名定期預金制度を
やがてなくす言が、それを始めたらど
れくらい集める自信があるかといふ、第
一の御質問に對しましてお答えするこ
とは、実は非常にむづかしいのであり
ます。今まで私どものやつて参りました
経験に徴しまして、的確な数字を申
し上げることはむづかしいのであり
ますが、この無記名定期預金ぐらゐ
り、今までできた預金の中で魅力のあつた
預金は、預金者にとつてなかつたので
あります。自然これを再開いたします
れば、おそろくたくさん預金その他の
ものがこの形になつて吸収されるので
ないか。しからばたくさん預金その他
どれくらいあるかといふことは、從來
しばしば問題になります。これはま

ただれも的確なことを言い現わせるこ
とのできる者はないのであります。け
れども、通貨の発行高をかりに四千億と
すれば、五割あつても二百億出て来る
のではないか。それは新しく掘り出さ
れるものがさうだと考えまして、その
ほかに記名式で行つたものが大部分無
記名にかつて来る。こういうものを
入れますと、その総和といふものは相
当のものになるのではないかとといふ
うに考えております。

第二の金融債のお話につきまして
は、金融債と無記名定期預金という
のは、本来性質が違ふものでありま
し、普通銀行が債券を発行できるよ
うになつたといふことは、あのときの趣
旨から申しまして、長期債を発行して
長期資金をとるといふことであつたと
記憶しております。そして期限一年の
金融債が発行できれば、無記名と同じ
ものではなからうか、こういうことが
言ひ得ると思ひますが、しかしこれは
あくまでも性質が違ふのではないか。
普通銀行といふものは、やはり手に汗
を流して、あるいは汗とあふら、額に汗
を流して零細なる預金までも一生懸命集
める。つまり預金を集めてこれを貸し
出すといふことが、普通銀行の職能で
あります。これがもし債券で集めて吸
収する、大口の債券を集めて、預金の方
が熱がなくなるということになります
と、それ自体がすでに問題だと思ひま
す。それから商業銀行といふものは先
ほど申しましたように、とにかく預金
を集めてこれを短期なものに運用する
といふことが本来の性質であります。

これは普通銀行の職能からはずれ
て来るのではないか。だからイジー
な債券主義によつて行くといふこと自
体と、それからその間にやはり短期な
運転資金から、長期な設備資金に流し
て行くような傾向に陥つて行くこと
は、銀行の性格がかわつて来ることで
はなからうか、こういう点も考え合
はせまして、債券は依然債券、無記名預金
は無記名預金、さうして区別をして行
くべきものだと思ひます。

○小山委員 余力は……
○堀田公達人 発行余力はこの間の貸
倒れ準備金を資本金勘定に入れて、そ
れを引当てるにできるという銀行局通告
によりまして、全国の銀行で約千百億
か二百億になるのであります。
○夏堀委員長 次は京橋税務署長中村
末蔵君。

○中村公達人 税法の改正意見とかあ
るいは改正要領意見といふ点につきま
しては、午前中から各公達人から出る
お話がありまして、私は職務執行
行面について一言申し上げてみたい
と思ひます。

○堀田公達人 税の問題はすでに実行
しております。今めんどろだから取
扱わぬのではないかといふようなお話
がありました。あるいはだれかそう

いう失礼なことを末端でいたしてお
ることがないとは私は断言いたしません
が、どこの銀行でも、納税準備預金と
いふものは、かなり熱心に勧誘いたし
ておるはずであります。現に私も人
まで派して集金をいたしておりま
す。それで貯蓄組合とともに納税組合
といふもの、さういふものを結成
し、同時に納税準備預金といふものを
扱つておりました。これは税の支拂
以外には出させないといふことで、日
掛式あるいは月掛式といふようにして
準備しておりました。割合に成績を上
げておるつもりであります。

○堀田公達人 無記名定期預金制度を
やがてなくす言が、それを始めたらど
れくらい集める自信があるかといふ、第
一の御質問に對しましてお答えするこ
とは、実は非常にむづかしいのであり
ます。今まで私どものやつて参りました
経験に徴しまして、的確な数字を申
し上げることはむづかしいのであり
ますが、この無記名定期預金ぐらゐ
り、今までできた預金の中で魅力のあつた
預金は、預金者にとつてなかつたので
あります。自然これを再開いたします
れば、おそろくたくさん預金その他の
ものがこの形になつて吸収されるので
ないか。しからばたくさん預金その他
どれくらいあるかといふことは、從來
しばしば問題になります。これはま

ただれも的確なことを言い現わせるこ
とのできる者はないのであります。け
れども、通貨の発行高をかりに四千億と
すれば、五割あつても二百億出て来る
のではないか。それは新しく掘り出さ
れるものがさうだと考えまして、その
ほかに記名式で行つたものが大部分無
記名にかつて来る。こういうものを
入れますと、その総和といふものは相
当のものになるのではないかとといふ
うに考えております。

○小山委員 余力は……
○堀田公達人 発行余力はこの間の貸
倒れ準備金を資本金勘定に入れて、そ
れを引当てるにできるという銀行局通告
によりまして、全国の銀行で約千百億
か二百億になるのであります。
○夏堀委員長 次は京橋税務署長中村
末蔵君。

程度でがまんすべきではないかというように考えております。おそらく御質問も多いことと思ひますので、説明はある程度で省略させていただきます。と思ひますが、ただ一言この機会を借りまして、おわびがた／＼御了解を願ひたいと思ひます。それは終戦以来今日までの間、一般国民から非常に税務署は信用を落しております。税に対する不平不満等は至るところで聞いておりますが、これにつきましては税務署の職員の間、人不足、いわゆる手不足、それに加えて経験者が少なかつたために、所得の把握を把握することができなかつた。いわゆる見込み課税を多くやつたといふことでもあります。それからいふ一つは、この間におけるところの経済界は非常に混乱しております。実際にいふところの所得をつかむといふことが、なか／＼困難であつたといふことでもあります。それから第三に申し上げたいことは、一般納税者中、大部分の方が税に対する認識があまりにもなかつた。この三点によつて税務執行上におけるところの摩擦とか、あるいは不平不満等が起つたのでありまして、その一半は確かに税務署が責任を負わなければならぬのでありまして、この点重々おわびをいたす次第であります。しかしながら経済界も最近やや安定を保ちつつありますし、また納税者におかれましては、最近深い関心と理解を持たれて参つております。税務署におかれましては、その後陣容を整え、講習あるいは研究会その他あらゆる機関を通じて、優秀なる税務官吏を養成しつつありますので、この三者が相一致いたしたならば、

ば、近き将来においては相互信頼、税務署は納税者を信頼し、納税者は税務署を信頼して、明朗な税務行政ができるのではないかと信じておるものであります。またさうあるべきを私どもは念願してこの二十五年度の個人所得税について、以下状況を申し上げてみたいと思ひますが、各署とも本年二十五年度分につきましては実査主義を勵行しております。調査せずして更正決定はせぬといふ方針であります。そこで当署における現在までの状況を御参考までに申し上げますと、当署管内の納税者に対しては、一月中に全部の調査を終了しております。そのうち帳簿が完備しております。收支調査いわゆる収入支出を完全に調査したものが全体の数に對して五分、それから基本調査のいわゆる収入金、売上金、経費等につきましては、たゞ記帳がなかつたといふものに対する調査が、全体の八割四分に當つております。その他の八割一分といふものは帳簿が完備しております。実額を把握することができなかつたのであります。しかしながら今までの調査とは異なりまして、個人々々につきましては現在商品のあり高とかあるいは雇入の人数とか、その他あらゆる角度から調査をいたしました。実際に近いところの額を把握したのであります。その後本月の十二日から申告訂正と申しまして、署の調査額と本人の申告額が相違しておる方に對しましては、この十二日から署においてを願ひまして、調査の内容を説明し了解を求めまして、申告額の修正、いわゆる訂正であります。その結果は、ま

だ目が見えもので、数ははつきりいたしません。大部分の納税者の方はその説明に納得されまして、修正されておる実情であります。従ひましてこの二十五年度の更正決定にあたりましては、できるだけ本人の納得したところの課税をしようといふので進んでおります。少くも八割以上は納税者の了解のもとに事を運ぼうといふ考えであります。中には相當の所得があるにもかかわらず、申告をこぼんでおるといふ方もあるものであります。これらに對しましては法の示すところによりまして、更正決定をいたさなければならぬのであります。従来は非常にその更正決定が多かつたのであります。二十五年度以降におきましては、更正決定はできるだけ避けようといふ方針で進んでおります。

以上の次第でありまして、この税務の運営がうまく行くか行かないかといふことは、ひとり徴税者のわれ／＼のみによつて果すべきものではありません。ことに申告納税制度が採用された今日においては、むしろ納税者の方が十分なる理解を持たれて、分に應じたところの負担を進んですべきであるといふ根本信念を持つていただくことがやがては公平なる税務の運営ができるのではなからうかと思ふのであります。執行面につきましては、いろいろ御不満なり不平なり多々あらうかと思ひますが、それらにつきまして御質問がありましたならば、お答えいたしたいと思ひます。

政がかなり混乱した。これは相済みぬ、そこまでお話になつたが、しかし最近税務官吏も素質が向上し、また調査も次第に行き届いて来たから、更正決定などについてはすべて実額調査で行く。まことにこれはけつこうと思ふのであります。それに關連して一つお尋ねをいたしたいと思ふのであります。昭和二十五年度の所得の調査が大体行き届いて、この二月十二日からそれ／＼申告者を呼んで話し合ひをする、これはけつこうであります。それまでの調査の過程において、これは大体どういふところを調査なさつたか。つまり店舗の取扱ひ商品の状態、帳簿その他はもろ／＼でありまして、銀行預金の調査をなさつたかどうが、またなさらないとしても、その点の調査において大した支障がないかどうか、この点をお伺ひしたい。

○中村公達人 お答えします。銀行調査をしたかどうかというお尋ねであります。原則として銀行調査はいたしません。ただ調査上、銀行を調査しなければならぬという特殊なものにつきましてはやります。それ以外におきましては銀行調査はやつておりません。先ほど堀田さんから話がありましたが、あれは特殊なものであらうかと私は存じております。一例をあげますと、これは私の方の管内ではありませんが、他署の管内であります。査察が入りまして、ある程度の所得はあるという判定を下されたのであります。その財産といふものはどこに現われておるかということがわからなかつたために、その際は銀行を調査いたしました結果、無記名預金として約五百万円ばかりあつたといふような事実もありましたので、かような場合には銀行を調査いたします。普通の場合においては銀行調査はいたしていません。

○小山委員 これは非常に耳寄りなことを伺ひました。無記名定期預金でも調査によつてわかりますか。わかるならば、無記名定期預金を別にはばむ理由はないのであります。綿密な調査をすれば、無記名定期預金でも税の徴収上さしつかえないといふ事例があつたわけでありましょうか。

○中村公達人 それは普通の場合においては発見がな／＼困難であります。しかししたたけましたのは、それを担保としてその銀行の一方から融資されておつた。その關係上発見が早かつたといふことでもあります。

○奥村委員 先ほど一時的に税務行政が混乱した時期がある。その時期のあつた理由をいたしましては、税務官吏が所得の調査に十分な能力がなかつたといふのも原因であつたが、私ども大蔵委員会の見方としては、特に申告所得税などに対しては税収見込みが多かつた。無理に税収をあげなければならぬとして、いわゆる国税庁から税務署に對してその年度の申告所得税の徴収額、つまり努力目標を割當した。そういうことが過去にあつたわけでありまして、それで十分な調査ができないにもかかわらず、努力目標に達するまではどうしても税金をとらなければならぬといふので、無理に水増し課税をやつた。割當課税をやつたという税務署が多かつた。それで今同いふ割合といううな話は全然なかつたかどうか、参考のために伺ひたい。

○中村公達人 従来とても大蔵省ある

いは困窮から割当ということは受けておりません。現在ももちろん受けておりません。ただ署といたしましては、調査半ばに至りますと、今までの実績によつて本年の総額は大体これくらいになるだろうという見通しは立てますが、その見通した額がすなわち努力目標でありまして、上から指示されたところの努力目標ではなかつたのであります。

○奥村委員 最後に一つお尋ねいたしますが、二月末日が確定申告の期日であります。その申告期日までに納税者をして、税務署へ呼んで話し合いをするということは、これは税法違反でない、けつこであるかと思う。しかし実際上そのやり方において税務官吏が行き過ぎると、税法を無視した行き方になる場合が、ややとするとあると思われ、君のこのところの所得は二十万円と思う。それで書かれたらどうか。もし書かれなければ、どういう方法をもつて調べるかわからぬが、徹底的にやるからというふうなことで、多少すみのある言葉を含まして言われませんか、気の弱い者ですと、真に所得はなかつとも、どういうふうになるかわからぬというのであきらめて、それを承諾して帰る。こういうことになれば、これは事実上は税法違反です。あくまでも納税者がみずからの所得をみずから申告して納税するということが、今の税法の精神であります。全国非常にたくさん税務署であるから、そういうことがなきにしめおらずと、今回もわれ／＼は案じておるのであります。そういうことがないという確信が持てるかどうか。その点をひとつお伺いしたい。

○中村公達人 その点につきましては、従来私もよく耳にしておつたのであります。しかし今までの税のあり方というものは、今年こそ改めなければならぬというふうな気持ちを持っております。また国税局、国税庁におかれても、さように考えられております。従いましてこの申告訂正にあたりましては、全職員を一堂に集めまして、その点十分注意をしておりますから、おそらく今後はさような点はなかりと信じております。

○奥村委員 まことにその行き方はけつこであります。おそろくさういふふうな行き方で行けば、私の見るところでは、昨年の申告所得税の税額と比べると、実際の税徴収額は半額くらいに減るのではないかと、さういふ不安を持つてゐるのですが、その点あなたの税務署で昨年と比べてどの程度まで税金がとれるか。これは特に確定申告に對して所得税の税見積りについて、これは概略の見通しをひとつお聞きいたします。

○中村公達人 ただいまの御質問につきまして、あまりこまかくお答えすることはどうかと思ひますので、簡単に申し上げたいと思ひます。

昨年の税金よりも減るのではなからうかというふうな御質問であります。今日まで調査した実績を見ますと、二十四年中の売上げと二十五年中の売上げを比較いたしますと、二十五の方が増加しております。収益率といふ点におきましては、朝鮮動乱勃発前までの二十五五年の実績を見ますと、幾分利益率は低下しておるように見受けられたのであります。その後動乱の結果値上りというふうなものがあつて、収益率いわゆる売上げ百円当りの利益率といふものは去年と大差はない。むしろあるいは多少よくなるのではないかと、さういふように考えております。また動乱後の実績ははつきりしておりませんから、はつきりしたお答えはできませんが、今申し上げましたような実情にありませう。

○小山委員 徴税上のことで若干お伺いいたします。実はこの間われ／＼のグループで、中小企業の税の指導をされてゐる方を呼びまして、これは東京都であります。ガラス張り経営といふことで、あそく署長さんもお聞きになつたことがあるであらうと思ひますが、その数字を克明に見せていただきまして、税務署が決定するところの標準率といふものと、非常に違ふという結論がそこに出ております。そこで、この間これまた私的グループで国税庁長官から説明を聞きまして、このところによりまして、今度は申告所得税のところでありまして、十分な基礎調査をやつて、さうしてかりに異議の申立て、あるいは再調査の申立てがあつても、再び調査をしないでもいいだけの資料を集めておく、こういう話があつたのであります。この二つを勘案して考えますときに、税務署の基礎資料といふようなものは、ほんとうに合理的にある一つの事例をとりまして、モデル的なものをつつておやりになるものなのか。あるいはごく大数のなことでおきめになつてゐるのか。最近の実情はいかがでありますか。ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○中村公達人 ただいまの御質問の御趣旨から行きますと、ちよつと離れる

かもしれませんが、税務署の調査といふものは、納税者個人々々について、その個人に備へてあるところの帳簿を一々調査して、その上で定めるところの原則であります。たゞ／＼納税者のところに記帳がないという場合に、初めてこれを同業者からの権衡とか、あるいは先ほども申し上げましたように、在庫品の高とか、商売によつて年何回これが回転するかといふようなことを見まして、いわゆる推定をするわけです。調査のしようがないためにやむを得ず推定をするといふのであります。原則的には、税務署が納税者のところへ行けば、必ずその帳簿によつて實際を調べて、その実際に基いて決定するといふのが本来の建前であります。ですが、今申し上げましたように、納税者のところにそれだけの帳簿がない。いわゆる申告納税制度になつた以上は、納税者各自が自分で自分の所得を適正に計算して、申告納税すべき建前になつておるのであります。から、税務署が調査に行けば、必ずその帳簿によつて、ほんとうの所得といふものが計算できるはずで、ところがまだ改正された過渡期とでも申しましようか、全納税者の中に帳簿を備へていない者が大部分に分一先ほど申し上げましたように、全体の八割一分といふものが記帳してない。こういう結果、そこに課税上のいざこざが起つて来るのであります。いゝわゆる実地調査、収入を調べ、支出を調べて、はつきりこれだけ所得があつたといふものに對しては、まづたゞ相違する意見は出て来ないので

○小山委員 今の質問に對してはその程度しか言えますまいが、次にほかの問題をちよつと伺つてみたいと思ひます。

御承知のように、入度の利益によりますと、譲渡所得の計算が非常にむづかしい。そこでその中で特にむづかしいのは株式の譲渡所得と譲渡損であります。これは税務署に現われて来たところはどんなふうでございませうか。つまり株式の譲渡益、譲渡損を申告して来る方は相当ありますか。それとも全然ございせんか。全然どうか非常に少ございせんか。あるいはそれをどういふふうに進導されておるか。またどういふふうに進導されておるか。その辺の実務を伺つてみたいと思ひます。

○中村公達人 実務については私あまり明るくないのであります。が、今どの程度にあるかといふことも、ちよつと記憶に残つておられません。

それから譲渡所得の問題、評価の問題にもなるのであります。が、市場に現われた株価に對してはこれは問題がないと思ひます。ただ市場に現われない株価の譲渡所得をいかに見るかといふことは、なか／＼困難な問題であらうと思ひますが、今度の富裕税と同じように、その場合は一応その会社の資産状態から見て、株価を評価しなければならぬといふことになつて来るので、取扱ひ方は非常に混み入つて来るのではなからうかと思つております。

○三宅(則)委員 簡単に三點ばかり伺いますから、簡単に回答をお願いします。

税務行政の第一線の京橋署長からのたゞいまの御説明によりまして、五％が全部調査、一四％が基礎調査、いわゆ

第一類第六号(附屬の一) 大蔵委員会公聴会記録第一号 昭和二十六年二月十七日

る一九%までは調査した、あとの八%は調査未了であるということになつておりますが、もつともな話だろうと思ひます。私も本委員会におきましてそういう線であらうと思つておりましたが、この前の委員会におきまして、主税局長が四〇%までは全部見るといふようなことを言つておりましたが、それは東京部内ではいいと思ひますが、地方においては困難だと思ひます。それに対する御意見と、もう一つは調査査察部というものがあつた。調査、査察といふのはなか／＼辛稼きまゐるといふことを言われてゐるのであります。調査と査察とをわけて、査察の方は国税局に置いて、調査の方は国税局もしくは税務署に置いた方がよろしいといふふうな説もあるように思ひますが、税務署長さんはどう考へておられますか、承りたいと思ひます。

○中村公述人 第一問にお答えします。調査は全部したのであります。主税局長の四割といふのは、收支調査を四割やるといふことを申されたのではなからうかと思ひます。私もその線に沿つて、收支調査を全部やるべく調査にとりかかつたのでありますが、いかんせん物税者方にその收支調査するだけの材料がなかつたために、結果においては五分としかできなかったといふことであります。その副産物として、基本のみわかつたものが一四%あつた。ところが、あとの八%はまつた帳簿がなく、現在商品あるいは生活状態あるいは雇人の従事員数とかいふようなあらゆる角度から推定して、そうして所得を見出したといふことであつて、調査としては全部調査したのであります。

それから調査査察部の問題でございしますが、これはどうも署長としての意見はちよつと申しにくいのではなからうかと思ひますが、簡単に個人的の点から申し上げます。いろ／＼意見はあるようでございします。査察部を独立して、そうして調査課は直税部にくつつけた方がいいのではないか、また調査課は税務署に置く方がいいのじやないかといふこともいろ／＼話を聞き、またわれ／＼も考へないわけではないのであります。今日まで調査課の業績というものは、実に偉大なる数字をあげております。これを税務署に置いたと仮定いたしますならば、現在までの税務職員の数と質では、これだけの効果を上げることはできなかったのではなからうかと思つておるのであります。ただ事務上の連絡という問題につきましては、当初あまり連絡が密ではなかつたのでありますが、最近調査課と税務署との連絡は相当密になつております。現在においてはあまり支障は来さない、こう考へております。

○三宅剛委員 第二点は、法人会とか青色申告会とか、京橋では非常によくできておるといふ話であります。そのためにややもすると、中間のボスの存在が現れておるといふことを聞きますが、あなたの方はどういふ運営をしておられますか。その辺を簡単に承りたいと思ひます。

○中村公述人 法人会であります。これは京橋管内では昨年の八月十一日に結成いたしました。全法人数は五千六百ほどあります。そのうち会員になつておられるのが千二百法人ぐらゐかと思つております。この運営につきましては、最初の目的をいたしまして

は、いわゆる法人の現在までにおけるところの申告状況、二十四年度におけるところの法人の申告状況を見ますと、発生件数、いわゆる申告しなればならない件数に對しまして、五割四分の申告状況であります。四割六分といふものは期限後の申告あるいはまつたく無申告である。それがために加算税あるいは消徴税といふ余分な税を負担しておる。その余分な税額は申告納税額に對して消徴税が四割、加算税が三割、合計七割といふ余分な税金を負担しておる。本税だけでも容易でないといふ方が、税を知らなかつたために余分の税を負担するということ

は、これははなはだ遺憾に思うといふので、この法人会といふものを結成して、全法人に税法の徹底、取扱ひ方の注意等を促して、完全なる申告納税をしてもらふべく、この会が発足したのであります。先足以来簿記の講習とかあるいは資産再評価税のごときも中には、実地指導といふようなことまでやりました。あるいは所得計算方法についての説明会とか、区の公会堂を借りて常に指導に當つておつたのであります。その結果昨年の九月から十二月までの申告状況を見ますと、きわめて良好であります。そうして過少申告も少くなりまして、いわゆる更正決定によるところの増は、二十四年度におきましては四割八分といふ増でありましたが、昨年の四月以降十二月までにおきましては、三割七分の増加でありまして、きわめて申告が良好であるといふことは、これによつても明らかになつております。それからその間ややもすると——これはややもするとはなく、とき／＼耳にすることでありま

すが、税務代理行為に抵触するのではないかといいことも聞かされておりますが、京橋署においては決してさうなことはないと思ひます。私がかたく信じております。

○三宅剛委員 斯界の元老である中村署長から、勇猛果敢に現状を明らかにされたわけでありますが、もう一点伺いたいののは、私の多年の持論であります。税を公平に負担せしめるには万人が、いわゆるすべての人が負担する、こゝういふ制度が一番よろしいのであります。かつての觀念から申しますと、私は税額課税といふものを全國民につくつてやりたい、こゝういふ希望を持つておる。たとえば米の配給と同じように、生れてから二十歳になつたらば、必ずこれが全國民にまわりまして、どこに移転いたしましても必ず税額がくつついてまわる。そうなりましたら移転したために脱税になつたり、納税を忘れたら罰金と罰金となつたり。こゝういふ制度を設けたいと思ひますが、第一線に活躍せられておる中村署長はどう思つておられるか。

○中村公述人 それはけつこうなことだと思ひます。私もその署長會議等におきましては、とき／＼出る問題でありまして、いよく／＼実行といふことになりまして、なか／＼困難で実現を見ないでおる次第であります。

○奥村委員 実は先ほど非常に大事な御質問を一つ落しましたので、お尋ねいたします。今月の十二日以後、月末の確定申告に際しまして、各申告者を税務署にそれ／＼呼ばれて話合ひをなさる。これはけつこうと思ひますが、その話合ひの際に税務署の調べでは大体これだけ、それでこの程度申告せら

れたい、こゝういふ話になるはずであります。そこで納税者が税務署のその話を承諾して、その通りに確定申告を出した場合、その後において税務署が更正決定を絶対にやらないか。税務署で一旦話合ひをしたにもかかわらず、またあとから更正決定をやるということ、今まではずいぶんあつた。そこで一体税務署の言ひとは、何を信用していいかわからぬといふことがあつたのであります。今後税務署の御指導によつて確定申告を出した場合、更正決定をやらぬといふことが言えるかどうか。この点は重大なことであります。今度なされておるその仕事について、その方針がはつきりしておらぬと、あとで困ることが起ると思ふので、その点はどういふふうに考へておられるか。

○中村公述人 ただいまの御質問から行きますと、今までの御質問から、確定更正をやつた者に対して、さらに更正決定をしたといふことは、おそらくなかつたのだらうと思ひます。今までの仮更正、いわゆる十月とか、あるいは九月といふ年の中途において仮更正をやつた場合に、今度本更正のときにより以上の決定をしたといふことはあつたかもしませんが、本更正をやり直したといふことは、おそらくなかつたと思ひます。それから本年におきまして、この際は本更正でありますから、本更正に對してさらに更正決定をするといふことはありません。但しその後に至つて、あるいは故意あるいは何かの事由によつて、本人が所得を隠蔽したといふような事実があれば、これは別です。それ以外にはさらに更正決定をするといふことは

しません。脱税等があつたことを後に
なつて発見されたという場合には、こ
れはやりません。しかしそれ以外にはや
りません。これははつきり申し上げて
さしつかえないと思ひます。

○農林委員 まことにくだいようです
が、これは非常に大事な問題でありま
すが、そういったと、これは国税
局あるいは庁の方も了解の上のこと
で

○中村公達人 それは了解はいたしま
せんが、当然そうあるべきはずであ
りまして、今申し上げましたように、脱
税しておることが発見されたとかい
うようなことは別ですが、それ以外のこ
とにおきましては、さうなことはな
いはずで、取扱ひ上から行きまして
も、さうでなければならぬのであり
まして、これは国税庁、国税局から別
に指示を受けなくても、署長としては
それくらいの腹算で行かなければな
らないのじやないか、私はこう思つて
おります。その課税に、念を押してお
きますが、脱税しておつた、一方にお
いてたとえ百万円あるものが、五十
万円を特に隠しておいたという事実が
あれば、これは別です。

○農林委員 そのことはつまり平常の
営業について、税務署の調査になつ
たところを納税者がそのまゝのみ込ん
で申告すれば、更生決定はやらぬ。
つまりその事業以外に、特に詐欺ある
いは不正の隠れた所得があれば更生決
定をする、こう理解してよろしゅうご
ざいますか。

○中村公達人 さようです。
○清水委員 先ほど来大分納税者との
了解もつて、いい成績を上げておら
れるようなお話でありましたが、税務

署が税金の調査に商売屋などに来た場
合に、お客様の方が逃げて行くとい
うようなことが往々あるのであります。
きようは税務署が来ているから、あそ
こに買ひに行くのはさうとうとい
うことが、全面的に言ひふらされてお
りますが、これらに對する署長の署員
に對する教育というか、訓練について
お考えを承りたいと思ひます。

○中村公達人 お答えいたします。署
員に對しましては、懇切丁寧になけ
ればいかぬといふことは、みなを集め
るたびに、口ずつぱく言つておるはず
であります。この点は十分行き届いて
おると思ひます。ですが、数多いこと
でありますから、あるいは中にはそ
の態度等において、芳ばしくない者も
あるかもしれませんが、さういふ場合
には遠慮なく署長なり課長なりに、電
話でもけつこうでございますから、お
話願ひたいと思ひます。

それからさらに私の方から御注文い
たしたいのは、最近やや年齢も高くな
つて参りましたが、今までの税務官吏
は平均年齢二十二、三歳という者で、
物資が不足しておつたために、学費を
かぶつて、けたばきで出たといふよう
な時代もあつたのであります。かよう
なかつこうをしまして調査に臨みます
と、とかくこの若僧がといふように、
納税者の方から甘く見られるような場
合もあつたかのように見受けておりま
す。さうしますと、若いものですから
やはり感情にばつと走つて、そこでい
ふことを起したといふような実例も耳
にしておるのであります。最近はその
ういふ点はなくなつております。それ
から警察よりも税務署の方がこわい
といふことをよく聞くのであります。

警察も悪いことさへしなければちつと
もこわいところでない。税務署もその
通りで、分に應じたところの負担を完
全に果してさへおれば、ちつともこわ
いところでない。むしろこわいとい
う方は、幾分でも税を少く納めておるの
じやないか、こう私は考へておりま
す。

○夏堀委員長 次は東京大学経済学部
助教授武田隆夫君。
○武田公達人 私東京大学で財政学を
担当しております武田と申す者でござ
います。税制改正及び資産再評価に
関する法案が提出されて、公述を求
められましたので、簡単に私の意見を
申し上げたいと思ひます。

現在わが国の租税の負担が、戦争前
に比へまして、國際的に見ましても
重いといふことは、いろいろな点から
かね／＼言われておりましたことであ
りまして、さういふ点につきまして、
租税を軽減するといふ趣旨から税制の
改正が立案されましたことは、た
いその程度がいまだ不十分なものであ
ることは申しまして、きわめてけつこう
なことであらうかと思ひるのでありま
す。特に今日のやうな國際情勢のもと
におきまして、各國におきましては、
逆に増税といふことが現実の日程に上
つておる時代におきまして、わが國に
おきまして租税の負担の軽減を目的と
するところの立案がされたといふこと
については、慶賀する点が多
いのではないかと申すのであります。
しかしながら、さういふやうな租税の
軽減をされたことが、資本の蓄積
を増進する、また國民生活を安定させ
るといふ趣旨で、今申しましたやうな
國際情勢のもとに提案されたのであり

ますればありますほど、その提案され
ました租税の軽減、資本の蓄積とい
う立法の中に矛盾があつてならない。そ
うしてまたそれを審議されま

ます。議員諸
賢におかれまして、さういふ情勢を
お考えになりまして、十分に御審議を
お願いしたいと考へるわけであり
ます。

さういふ観点から、以下の意見が申
し上げられるわけでありますが、まず
今回の税制改革の重要な目的の一つで
ありますところの、資本の蓄積を助長
促進するといふねらいについて、考
えを申し上げたいと思ひます。資本の蓄
積を助長促進する方法といひまして、
て、資産の再評価をやる。それから先
ほどから井藤教授や金子氏が問題にさ
れました、法人の積立金に對しますと
ころの二割の課税を廃止する、同時
に、特別の償却を認めるといふやうな
点につきましては、私はさういふ資本
蓄積の法案といふものは、今日日本が
置かれておる情勢を考へますならば、
ば、おおむね安当な方策ではないかと
考へるのであります。ただ資本の蓄積
といふ点を重視いたしますならば、
むしろ資産の再評価といふものは任意
的ではなやして、強制的にした方がい
いのではないかと。同時にその再評価税
の軽減、それからその分納の期間、あ
るいは年々分納すべき額といふものに
ついて、前回よりもつとゆるやかな
と申しますか、資本の蓄積を助長する
やうな方向に考慮することが、必要で
はないかと思ひるのであります。なぜな
らば、申すまでもなく、資産の再評価
によつて得られますところの評価益と
いふものは、あくまでも名目的なもの
であるからであります。それから法人

の積立金に對するところの利子附加税
でございますか、それを廃止するとい
うこと、それから固定資産の特別償却
を認めるといふこと、これもまたいろ
いろ税制の整備とか統一といふ点から
異論がある点もございますけれども、
現在におけるところの措置といひしま
しては、先ほど申しましたやうに太
体安当ではないかと考へております。
資本の蓄積に關する点は、時間もござ
いませんので、それだけ申し上げま
す。

次には、所得税の軽減の措置といひ
まして、基礎控除を引上げるとか、
扶養控除とか生命保険料の控除とか、
とか、そのほかのいろ／＼な控除が提
案されております。そしてその点は先
ほど来社会政策的な考慮であるとい
ふに一括して言われておりますが、
さういふやうな問題について若干私の
考へを申し上げたいと思ひます。

先ほど申しましたやうに、今日
わが國におきましてところの租税負担が
重いと考へられておる点は、いろ／＼
な点から言われてゐるのであります。
たとへば井藤教授が言われましたやう
に、國民所得に對する比率をもつてそ
の重さを云々する人もあります。ある
いはまた、さらにその國民所得の中か
ら食物費を引いた残りの部分に對する
比率をもつて云々される人もありま
す。さらにまたさういふやうな租税
負担は、あくまでも政府の支出の面を考
慮して、その支出によつて納税者が受
けるいろ／＼な利益を勘案して、しか
もなおイギリスとかアメリカに比
べて、國民所得に對する比率は大して違
つていないけれども、さういふやうな
経費の面から受ける利益と比べてみる

ならば、重いというような議論もなされ
ております。しかしながら私の見ると
ころをもつていたしませんが、今日
租税負担が国民全部にわたつて非常
に重く感ぜられて、最も有力な原
因、最大の理由は、基礎控除額が低
きに失する。そしてその基礎控除額
に對していきなり二〇%、二割と
いうところから始つて、少額の所得に
對しても、かなり小刻みに所得を区別
して、税率は比較的大幅に五%とい
うような幅で引上げて行く。そういう
に租税が非常に重いという感じを與
える、一番大きな原因があつたのはな
いかと考へておるわけでありませう。
特に所得税というのは、シャウプ勧告
にもありますように、今日におきまし
ては、大衆税であります。大衆税とい
うのは、国民のほとんど大部分が納
めなければならぬ租税であるとい
ふ意味であります。そういう租税の面
において、国民が国家を最も感ずるわ
けであります。われ／＼が国家からい
ふる利益を受けておる。そして常に
国家の中に生活してありますが、最も
端にこの租税の面であり、特に直接税
の面であらうかと思ふのであります。
先ほどから税務署長さんの発言に對
しまして、きわめて熱心に御議論が
ありましたが、それもまた一つの現れ
ではないかと思ふのであります。国民
はさらにそういう点については深い関
心を持つてゐるわけでありませう。こ
ろがそういう所得税におきまして、今
日までの基礎控除額というものは御承
知のように二万五千円でありませう。こ
れを改正によつて引上げたといつたし
ても三万円でありませう。その三万円

の基礎控除というものは、今日のわれ
われの生活から見ますならば、とうて
い最低生活をまかなうに足らないやう
な額ではないわけでありませう。しかし
ながら資本制社会の発展以來、この基礎
控除という問題が常に問題にされて
ゐる。特にこの租税が所得税という形
でとられるやうになつて参りますと、免
税点、あるいは基礎控除という問題
は、国民の最低生活をまかなうに足
る経費に對しては、租税をかけるはな
らないという見地から常に主張されて
おるのであります。それは決して社会
政策的な考慮といふべきものではない
のではありませんか。先ほどから資本
の蓄積が今日においてやむを得ない
、安当であるといふことを申
しましたのも、今日の租税は好むと好
まざるにかかわらず、資本主義とい
ふものを前提として論ぜられなければ
ならないといふ点から申し上げたので
あります。それと同じように、資本
主義を前提として、その中において所
得税を考へますならば、この基礎控
除の問題は、決して社会政策的な問題
ではなくして、もつと根本的な資本主
義そのものの維持とか、資本主義その
ものの発展とかいふことにかかわる
べき問題であらうかと思ふのであり
ます。つまり資本制社会における生
産の要素であるところの労働者ある
いは労働力といふものを維持し、それ
を再生産して行くといふ点において、
そういう面に對しましても租税が食ひ
込んで行きますならば、資本制社会
の維持あるいは発展といふことは、
その面において制約されざるを得
ないと思ふのであります。

す。さらに先ほど申しましたように、
この所得税といふことにおいて国民が
最も国家といふものを感じますなら
ば、その所得税が生活を維持すべき最
低額にまで食ひ込んで徴收されるとい
ふことになりませう。その点において
国民はその国家に對して、あるいは國
家がその上に立つておられますところ
の資本主義そのものに對して、いろ／
んな点で疑念をいだくやうになつて
来る。たゞい資本の蓄積が他の面にお
いてはかられまして、日本の経済が自
立するやうになりまして、そういう日
本経済の自立はだれのためになされる
のであるか、何のために国家の独立が
はかられるのであるかといふやうな点
について、根本的な疑問をいだかない
といふことは言えないのではないかと
思ふのであります。そういうふうにし
て見ますならば、そのほかの問題が
社会政策的な考慮であるとしてしま
しても、基礎控除の問題だけは社会政
策よりもつと深い問題であらうかと思
ふのであります。その基礎控除が今日
少額であつても、ともかく引上げられ
るということは慶賀すべきであると思
ふのであります。この三万円をもつて
しましては、そしてまた基礎控除に準
ずべきものとして扶養控除を入れて考
へてみます。なおわれ／＼の最低生活
を維持するには足らないのでありま
す。たとえば昨年度東京府の統計課が
いたしたところの、東京都におき
ます労働者の家計の支出の調査が
ございます。つまり東京都におきま
すところの普通の労働者の家庭にお
いて、実際にどれだけ生活のために費
用がかつたかといふ点の調査があるわ
けであります。その調査によります

と、夫婦で子供が二人の労働者の家庭
におきましては、月一万四、五千円、
一万四千幾らという支出がどうして
必要である。それを点検してみます
と、やむを得ないといふ経費ばかりで
あります。月一万四、五千円を年額に
直しますと、十七万円から大体十八
万円でありませう。それだけが労働者
の最低と申せぬかもしれませんが、少
くとも生活のために必要である。そ
の実支出のうちで飲食に、つまり食
生して行くために、先ほどの私の言
をもつてすれば労働力を再生産するた
めだけに必要な経費に――裸でいる
わけに行きませんから、それよりもつ
とかかると思ふのであります。その
経費が大体月七千円から七千五百円、
八千円くらいかかつてゐるわけであ
ります。そうしますと、年に飲食の費
だけで八万四、五千円から九万四、五
千円かかつてゐるわけでありませう。
これは租税を徴收するといふわけに行
かないのではないかと私は思ふわけ
であります。今度改正の基礎控除は三
万円、扶養控除が一万五千円であり
ます。基礎控除の三万円、扶養控除が
家族三名でありますから四万五千円
になります。さらに勤労控除現在の一
五%を控除いたしますと、八万八千円ばかり
になります。これで飲食費だけでは
やうかばかりであるといふ程度にな
るわけでありませう。しかしながら今
日におきましては、こういうやうな年
に十七万円から十八万円の実際の所得
と申しますか、税を引いた残りを手
に入れますためには、名目にいたしま
して月一万六千円から一万七千円くら
いの月給をもらわなければ拂つて行
けないのであります。年にいたしまし

十万円くらいのサラリーをもらう人
にして、初めて今日の基礎控除額、扶
養控除額をもつてようやく飲食費だ
けを、租税を拂わないで確保し得る
といふ状態になつてゐるわけであり
ませう。しかしながら、年に二十万
円の月給をもらうといふことは、今
の日本におきましては中位の――私は
東京大学におきまして、助教では
相当古株の方でございませうが、大
体私くらいの方で、十数年たつた
人間が、初めて今の程度の基礎控
除と扶養控除をもつて、租税負担に
どうやら耐えて飯だけ食つて行ける
といふやうな状態になつてゐるわけ
であります。そうして見ますと、今日
の程度の基礎控除額や扶養控除額を
もつてしては、なお不十分であるとい
ふやうに考へざるを得ないわけであ
ります。もちろんこの基礎控除額、
扶養控除額を引上げるというこ
とは、国民全部が納めるところの大
衆税である所得税の問題として考へ
ますと、今回のように基礎控除につ
いて五千円といふ少しの引上げをも
つていたしましても、六百幾らとい
ふ法上の収入減になるといふことを
考へてみますれば、早急には引上げ
られないと思ひますが、この程度を
もつて十分であると思ふのでありま
す。その引上げに努力していただき
たいと思ふのであります。基礎控除
を引上げて高所得者に負担せしめる
といふことは、さつき賛成した資本
の蓄積といふことと矛盾すると思ひ
ますけれども、再評価をもう一回や
つてもよいという考へが出て来る
ほど、今日の日本経済は収益力を持
つて來つたわけでありませう。そ
ういふ点からいいますと、この基礎
控除をさらに引上げて行

くという事は、必ずしもそう困難ではないと思うのであります。

なおこの基礎控除と資本蓄積の問題に關連して、一言申し上げておきたいと思ひます。昭和二十六年年度の予算は、いわゆるドッジ方式と申しますか、超均衡予算、つまり予算に黒字を出して、その黒字の部分をすべて投資をし、公債を償還したりするといった方式、租税を通じて強制的に蓄積をいたしまして、これを經濟に投資して行くという方式は、そういう色彩は相當減つて來てゐることは事實であります。なお予算についてそういう強制的な蓄積をするという考え方が相當残つてゐる。しかるに租税の面において先ほど來資本蓄積、そのために銀行預金の問題云々という点につきましては、資本蓄積はあくまでもこれは個人の自発的な蓄積にまつという建前がとられてゐるようになつてゐる。すなわち大所得者の租税負担を軽くしてやる。かゝるいふゆゑに余力が生ずる。その余力をなるべく目につかないように銀行に預金をさせる。その預金にもあまり重い利子を課さない。そうしてその預金がこの資本の蓄積のために用ゐられるというやうな、いわば自発的な蓄積の方式がとられてゐる。予算全体におお強制的な蓄積の方式が残つてゐるために、租税負担が全体として重い。そのために基礎控除も三万円程度でがまんしなければならぬ。税率も下層のあるいは中層の所得者に対しては、相當重い税率をかけざるを得ない。そういう建前はすべて強制的な蓄積といふ点から、出て來ることではなからうかと思ひます。しかるに租税の問題をわれ／＼が論ずるときには、あたかも

自発的な蓄積が建前であつて、そういうやうな強制的な蓄積といふやうなことは忘れると申しますか、考慮しないで論ずる。そのためにこの大所得者に対するところの税率を引下げる。あるいはもつと引上げるべきものを引上げないでおく。それからまた先ほどからいろいろ議論があらましますように、預貯金の秘密を保護するとか、その利子についての考慮をするとかいふやうな問題が、生じて來てゐるのではなからうかと思ひます。むしろ今日の日本の実情をもつていたしまして、この預金のルートを通過するところの資本の蓄積といふものがきつめて大きなウエイトを持つてゐるわけでありまふ。その点におきましてシャープ勧告は銀行に対して非常に風当たりを強くいたしまして、銀行は今日貸出しの利率と、それから預金の利率の差が非常に大きい。それは銀行の非能率といふことを示してゐるのである。そういう例はヨーロッパのどの国にもないといふやうなことを言つたり、あるいはまた先ほど井藤教授が言われましたように、預金利子に対するところの源泉徴収の制度を認めてそれを軽くするといふ点も、それは大所得者に対して有利になるだけであつて、銀行預金の増加といふ点からは大して重要なことではないといふやうなことを、シャープ勧告では言つておられます。つまりシャープ勧告におきましては、銀行に対しては、その風当たりは非常に強いのであります。それとも今日におきまして、その日本の資本蓄積の實際の状況と、それからまた、今日のにおきまして、その国民の納税の道徳の程度から考えますと、シャープ勧告のやうな考え方は行き過ぎで

あり、日本の納税道徳をヨーロッパ並のものに考へる、あるいは日本における資本蓄積の特殊性といふものを、あまり考へない議論ではないかと思ひます。そのやうな点におきまして、銀行のやうな資金蓄積に対する優遇、預金の優遇といふやうなことはいたし方がないといひたしまして、なおかつ予算全体として強制的な蓄積の色彩が相當残つてゐる。それに対して租税のことを考へる場合には、われわれはいつも資金の蓄積は自発的に行われるべきものであり、事實そう行われ

ておるべきものであり、事実そう行われ

ておるべきものであり、事実そう行われ

ておるべきものであり、事実そう行われ

出されました意義といふものが、もつと有効に發揮されるのではないかと思ふ次第であります。

○置換委員長 御質疑はあとで一括してやることにいたします。

その次は全日本中小工業協議會副委員長中島英信君。

○中島公通人 大分時間がおそくなつておりますから、できるだけ簡単にいたします。それから私は大体中小企業の団体でありますから、本日の問題につきましてもそういう観点から主として三・四の点について申し上げたいと思つておりますが、その前に一応この基本になる考え方を一言だけ申し上げたいと思ひます。

税の制度といふのは、要するに健全なる國民生活なり、均衡のとれた國民經濟の發展を支持して行くやうなものではないと考へます。その第一点にはやはり國民の最低生活、企業であれば弱小の企業についても、その企業の維持で

て行く。そういうものを脅かさないやうなものであるといふことが、第一番に必要であると思ひます。そういう点で午前中からいろいろ問題が出ましたが、國民所得に対する所得税の税率の大きさといふ問題につきましても、しばしばアメリカなどと比較をされておられます。しかし百万円の所得に対する二〇％と言へば二十万円になります。が、十万円に対する二〇％と言へば二万円です。同じ率といふことだけでは簡單に比較ができない問題であると思ひます。つまり百万円の場合には、二十万円とられてもなお八十万円残るわけである。しかし十

万の場合においては、十万円が辛うじて最低生活を維持してゐるという場合には、パーセンテージは同じ二〇％であつても、非常に強い影響を生活に與える。そういうわけでありまふからして、單に國民所得に対する一般的な比率といふだけでは、簡単に考へられない。實際の生活に即して、その税が重いか軽いかといふことを見て行く必要がある、こゝういふふうに思ひます。特に中小企業の場合などは、皆さんも御承知の通りに、税金が納められないといふやうなことのために一家心中が行われたりします。もちろんその数は少

いとはいへども、相當の強い影響を與えてゐると思ひます。そういう事例にも現れておると思ひます。中小企業で、この前地方中都市の中小企業金融調査をしてありますが、その場合にも金詰まりの原因の二五％は税金のために困つておるといつたやうなことが、その調査の報告の中に出ております。現在においても相當に強い圧迫を加へられておる、こゝういふふうに見られるのであります。

それから第二点としては、やはり公平な税制でなければならぬといふふう

に考へます。これはたとえば中小企業の場合でありましたらば、勤労者との比較、大企業との比較、こゝういつたものにおいて均衡のとれたものでなければならぬ。さらに均衡のとれた公平といふ点から見ますと、財政の収入の面と財政の支出の面と両面を見て、やはり均衡のとれたものでなければならぬ、こゝういふふうに考へます。先ほどから今度の税制の改正については、社會政策的な考慮がされておるといふよ

うなことがしばしば出ておりますが、今の問題について、たとえば中小企業関係などを見ても、税金で法人税に對して申告所得税は、大体收入予算の二倍になっております。もちろんこの申告所得税の中には農民その他も入っておりますし、必ずしも商業や工業だけでありませんけれども、大体中小の企業者が国家に納めていてこの税金は、大企業者に比較して二倍以上になつておる。実際の生産額という点から見ると、大体中小企業は大企業に對して六対四くらいの割合になつておると思ひますが、税金の方にのみまましては二対一というくらいに重さでもつておられてゐる。それに対して財政の支出の面においてどのくらい考慮がなされておるかということについては、非常に少いということも皆さ人も御承知の通りであらうと思ひます。そういう点も考慮して、均衡のとれたものにして行く必要があると思ふのであります。

それから第三点といたしましては、第二点と関連をいたしますけれども、やはり国民経済の今後のあり方、国民経済の進んで行く方向というものと、やはり関連するのではないかと思ひます。この点については、やはり中小企業の日本の経済における地位とか、重要性とかいうものに対する正しい評価といふものが、必要であると思ひます。ただそれは社会政策的に救済する対象にだけではなくて、やはりそれを積極的に発展させて行くことが、日本の経済を安定し、そうして安定した基礎の上に立てて行くことになるのではないかと、こういうふうなわれわれは考えております。つまり中

小企業によつて多くの労働力がここに吸収されておりますし、現在のような経済制度の基礎となる自由企業といふものは、やはり中小企業といふものに最も強く発揮されておる。さらにこの上に立つ民主主義的な政治といふものも、こうしたところの基礎の上に立てられて行く。こういう点から考えまして経済の復興とか自立のために、中小企業の立場といふものを十分に積極的にとらえて、その上に立つて考えていただくことが必要である。それであるから、たとへば資本の蓄積の場合にいたしまして、単に大企業における資本の蓄積を考慮するだけではなくして、中小企業の場合においても、同様に均衡のとれた資本の蓄積がなされて行くということが、あわせて考慮されなければならぬ問題であると思ふわけでありませう。

大体そういう考え方に基きまして、具体的な問題について若干意見を申し上げたいと思ひます。一つは基礎控除の点であります。この点については先ほどからいろいろ意見が出ておりますから、重複するようなことはなすだけ省略したいと思ひます。今も武田さんから相当長い時間お話がありましたから、かなり意が盡されておると思ひますが、私も大体同意であります。と申しますのは、中小企業の中には法人の企業と個人の企業とがあります。大よその割合から言つと、中小企業の八〇％は個人企業である。これらの個人企業の中に比較的有力なものもありまされども、零細なものはいわゆる利潤をもうけるために仕事をしてゐるというよりも、生活を維持するために事業をやつてゐるというやうな

もの、いわゆる生業といわれているものが非常に多いわけでありませう。この場合は、生活費のために得た所得に對して課税をされてゐるわけでありませうから、大企業の場合とは同様にあります。この基礎控除の点について今度その額が引上げられておりますが、この点については非常に賛意を表するものであります。但しその額については、もう少しやはりこれを引上げる必要があるのではないかと、こういうふうなことを考へております。非常に精密な数字でもつてどのくらいの額がいいかというのを計算することは困難であります。今日自身の者がまかないつきで下宿をしてゐるという場合には、四千五百円とか五千円くらいとられてゐる。五千円の給料をもらつても、右から左に單に食うだけと住むだけのためにとられてしまふ。こういうやうなことは東京などでは相当見られるところでありませう。総理府の統計局で調べております全国の世帯生計費を見てみましても、ちよつと古くなりますが、昨年の十一月當時で一月一万二千九百三十九円、そのくらいの世帯支出がなされてゐるやうであります。約一万三千元と見まして、しかもその場合には生計が赤になつてゐるやうであります。こういう点から見ても、現在の最低生活を維持するためには、三万円というやうな基礎控除では非常に少いのではないかと考へます。実際にはもつとこれは数字をこまかく見て行く必要があると思ひますけれども、先ほど武田さんのあげられた数字で見ましても、夫婦と子供二人で月に一万四千円くらいの支出が必要であるというように見られてゐ

ますが、大体一人の生活費は大都會であればやはりどんなに少くとも五千元くらいを見る必要があるというやうに考へます。これは地方によつて状況が若干違ふと思ひますが、最低のとり方もいろいろありますから、どの点を最低とるかということについては簡単に申せませんけれども、現在の日本の経済の実情と国家の財政の実情という点から見て、極端にこれを引上げることは困難であると思ひますけれども、現在の生活の実情から見まして、少くとも一月四千円くらいの程度のところは、これを考慮する必要があるのではないかと考へます。つまり年五万円程度までは引上げてもよいだらうというふうな、われわれとしては考へてゐる次第であります。

それから、基礎控除の問題は先ほどからしばしば述べられておりますから、そのくらいにいたしまして、税率の問題であります。税率の点は低所得者の生活にあまり脅威を與えないようにする、また税金が非常に不合理であるという考へを與えないようにするためには、低所得者に対する税率はできるだけやほり少い方がよいと考へます。従つてやはり最低は百分の十から始まるということが至当であります。しかし非常に少い税金をとるために、非常に多くの税務行政費がかかるということが、あるいはまあ不経済であるかも知れませんが、そういう点をどうしても考慮する必要があると、計算上そういうことが不可能であるといふこととあれば、まあ百分の二十はあるいはやむを得ないかも知れませんが、その際には累進して行く率をもう少し緩和する必要があると思ひます。現在一

番困つてゐるのは、やはり年収二十万円以下ぐらゐのところであると思ひますので、この課税所得金額の点において、十万円以下を百分の二十として、それから累進して行くといふやうな形にするのが、現状においては妥當ではないかといふふうな考へております。できるだけ多くの国民に税金を負担させるということは、国民の政治に對する関心を高める意味において必要である、こういう議論がありますが、その点はわれわれも反対をするものではありませう。そういう意味において、負担し得る程度のものを負担することはさしつかえないと思ひますけれども、そういう点も考慮しまして、現在の税率ではなおやや高いと思われまので、もう少し税率の方は引下げる必要がある、こういうやうに考へる次第であります。

それから特別控除の問題であります。この点については、われわれは從來からやはりひとつの特殊の主張を持つております。それは中小工業等における極小の企業者、主として自家労働者であります。自分と家族とともに働いてゐるやうな小企業者の場合においては、勤労者と同様に勤労控除を認むべきであるということです。今回のこの改正案を見ますと、特別控除が幾つか出ております。大体これらについては私も賛意を表するものであります。もつとも未亡人控除といふやうなものについては、現在夫はいるけれども病氣である、そういうものも一緒に養つておるといふやうな女の人もあるやうです。あるいは外国に行つたまままだ歸つて来ない、こういうやうなものはまだ未亡人ではないと思ふの

ですが、そういうものでやはり相当に苦しい生活をしている者があるという点から見ると、この規定ではそういう点に若干問題があるのではないかと気がいたします。なおそうして範圍を広げた場合には、一方において男女同權、または同一労働に対する同一賃金という原則が確立されている今日、若干問題点があるかと思いますが、しかし過渡的な意味においては、実情やむを得ざる措置であるというように考えます。勤労学生控除の方も同様で、これもやはり現状としては私は賛成をいたすものであります。もつとも勤労学生といひましても、奮勵して夜の学校に通う者、それから夜働いて晝の学校に通う者、それから晝働いておつて、形の上では晝の学校に通うようになっている者といふふうに三つあると思いますが、初めの二つはあまり問題がないと思いますが、第三のものについては、晝の学校に行くべきものが晝働いておる、これは非常に苦しい状況であると思いますが、同時にこういう状態をそのまま国家が公認するということとは、非常に興味のある問題であるといふふうに考えるわけでありま

すけれども、これも戦後の特殊の事情としてあるいはやむを得ないかもしれません。しかしこれらについては特に問題を出すものではないのでありまして、ただ申し上げたいのは、こういうような面から見て、この特別控除の点については、根本的な検討において若干欠けておるのではないかというやうな気がいたすのであります。同じ勤労学生にいたしましても、工場に働いている者は勤労所得を控除されて、その上にこの特別控除を受けるということになると思ひます。ところが街頭に出てなんきん豆を売つていゝとか、行商するとかいふものは、その分についてだけ控除される。ここに若干不均衡が生ずるわけでありま

す。實際そういう状況は全体的な数字の上にも現れてゐるのではないかと申すのであります。先ほどもつと引用しましたCPSの調査によりますと、一世帯の平均支出は一万二千九百三十九円になつておりますが、同じ年間同月における勤労世帯の支出といふものは、一万三千二百二十四円になつてゐて、かえつてそれの方が多くなつてゐるわけでありま

す。最後に申し上げたいと思ひますのは、中小企業の中にも、先ほど申しましたように個人と法人とがあります。従つて中小法人の場合と個人企業の場合、若干相違点がありますけれども、實際に課税する場合には、中小法人の場合には個人企業と同じような見方でもつて行われている場合が多いやうであります。その意味においては中小法人も個人企業といふ／＼な点において似てゐる場合がありま

す。積立金に対する法人税の廃止が出ております。この点は同じように個人の事業におきましても、明確な事業のための積立金に対しては、これを所得に算入して課税するといふやうなことをしないで、所得から控除するといふ措置が当然にとられてしかるべきであると思ふのであります。普通の個人の事業におきましても、事業の会計と個人の会計とは、一応原則として別にされることになつておるわけですから、この点は法人だけに積立金に対する法人税を廃止する、個人の場合には依然としてこれらに課税するといふやうな点は、やはりこれも公平を失するものであるといふように考えます。それからこれは直接ここに問題に出ておりませんけれども、その同じやうな基礎に立ちましても、法人税は一律の課税ではなしに、法人税においても累進課税制度を実施する方が適當である。そういう形においてとれば、中小法人と大法人と均衡をとることでもできるし、法人と個人との均衡をとることでもできると思ひます。つまり所得の金額に応じてやることの方が、かえつて公平ではないかという考えから、法人税についてもむしろ累進率を考へる方がよいという意見であります。大体私の申し上げたいことは以上であります。が、全般的に見て、この税の改革において今回税法上の減額がなされたといふことについては、賛意を表するものであります。が、程度はなおほなほ低い。そういう点から見ると、なお中小企業に対する顧慮が必要である。中小企業は現在い／＼な面において間接的な圧迫を受けておる点が非常に多いのであります。つまり販売の面に

おいて、資材の面において、金融の面において、あらゆる面において企業の特典がはなだ困難であります。税金の面においても相当に困難な状況にありまますからして、こういう点を考慮して、もつと中小企業が十分に国民経済の中にあって、その役割を果し得るよう考慮をさせていただきたい、そういう点から先ほど申し上げた幾つかの点を、私たちの意見として申し上げたいと思ふわけでありまます。

○夏堀委員長 次に総同盟法律対策部長前田正次君。

○前田公達人 総同盟の前田でございます。政府が今回国会に上程されましたところの所得税法の一部を改正する法律案を初めとする一連の税法改正案について、その提案の理由の中で、政府は国民の負担の軽減をはかる。それから第二番目には負担の公平化と合理化、そして事務の簡素化をはかる。第三番目には資本の蓄積に資する措置を講ずる。かように説明されております。しかし私たちは今回上程されました各種の改正案が、この額面通りにはなかく受取りにくいというふうに判断しております。

まず第一に負担の軽減をはかるというふうに申しておりますが、この負担の軽減につきましては、今までの負担が適当であつたかどうか。適当であつた場合に、それを軽減するということでありまます。これを額面通りに軽減するというふうには受取れるかもしれませんが、現在までの負担が過重であり苛酷であり、ないしは無謀なものであつたという場合におきましては、よし若干の軽減があつたとしても、もちろんやらぬよりはましですが、あつた

としても、これでは負担の軽減というには値しない、かように考える。もちろんこのことは改正される内容に關係して参りますので、内容の點に申し上げたいと存じます。

さらに負担の公平という問題でございますが、負担の公平の原則といたしましては、私どもは負担能力の有無というのに関係するのであつて、負担能力のないものに負わせるということでは公平でない。従つて負担能力のあるものに、その能力に相應した負担をさせるということが、私たちは少くとも税制におけるところの公平の原則であらうかと考えておるわけでありまます。この点におきましても、前段を同じうに内容に關係がございまますので、今回の改正ではきわめてその点も不十分ではないか、かように考えまます。

さらに第三目の資本蓄積につきましては、これは先ほど一橋の先生が申されましたように、その額はきわめて小さいものである。蔵人のそれによつて影響するところはきわめて小さいというふうに言われておりますが、この問題は私どもは、きわめてその影響するところが大きいというふうに考えております。なぜかと申しますと、さきに申し上げました負担の軽減並びに負担の公平化、この二つの問題との関連から、一方において資本の蓄積という、少くとも能力の限界がそれを上まわるであらうところのものを、さらに蓄積させる措置を講ずるといふことは均衡を失し、もしくは非常に国民感情を刺激するものになるであらうといふことを考えるわけでございます。私どもが税制の改正に際しましてこいねがつてお

るところのものは、まず第一にその税制が国民の生活を保障するという基本の上に立てられなければならない。国民生活を破壊するような税制であつてはならない。かように考えたいのでございまます。もちろん国民の生活というふうに申し上げましても、国民生活もそれ／＼の国におきましてその財政事情、その国力と申しますか、経済的な力に影響いたしますので、その保障する生活の程度というものはもちろん問題があるといひましても、その生活の保障というものが、生存権を脅かすといふところまで行つたならば、私は国家としての機能を失つておるものではないかと思ふのでございまます。

次に税制の改革で特に私どもが考えたいことは、ただいま申しましたような生活保障を資金の面、収入、所得の面から見るのになしに、政策の面で見たい。それ／＼の国家の蔵入、歳出の予算に當然關係して参ります。その基礎となるところの税制におきましても、これに見合うような税制が必要であらう。と申しますのは、やはり相當の額を租税収入によつて得なければならぬであらうといふふうに考えまます。従いましてさきに申し上げました生活を保障するために、ある程度の所得までは税金の対象とならない社会主義的な政策をさらに進めていただきたい。そのためには相當の収入を得なければならぬ。まことに相矛盾するわけでありまます。これは公平の原則に基きまして、負担の公平という点から、能力のある人からこれに相應するだけのものを、ぜひ出していただくという措置を講じていただきたい

い、かように考えておるわけでございます。以上の考え方に基づきまして、今回の改正が私たちにとつてきわめて不満足なものであるといふことを申し上げたいと思ふのでございまます。従いまして私がこれから申し上げますことは、私労働組合關係にございまして、主として賃金生活者關係にございまして、私どもは、それ／＼の者が希望するところのものはどの程度であり、しかもどういふふうなものを希望しておるかといふことを申し上げまして、今後の審議にわれ／＼の希望をぜひ取り入れて生かしていただきたい、かように考えておるわけでございます。

まず第一に、私たちはさような立場から所得税の改正について最大の関心を持つております。所得税の改正の中におきまして、勤労控除の問題が今回の改正では取扱われておりません。これは前にそれ／＼公述されました方がいづれも述べておりましたように、かつて二〇%の控除でありましたものを一〇%にするというシャウプ勧告があつたのが、政府の努力によりまして一五%という形で出て参つて、それがそのままになつております。この面につきまして私どもは、勤労控除といふものの性格がきわめてむずかしいものであるといふ点から、ぜひ今回の改正にもこうした点を取り入れていただきたいと考へまます。

ございまます。かような際に重労働者を基準にいたしませんと、重労働者がそれだけ榮養をとることができない。従いまして労働力が低下するという現象が、漸次現われて来ることになるわけでございます。従いまして勤労控除はそうした重労働者を基準にして、相當の額を見つけたかなければならぬ。この額の見方につきましては非常に、私どもは勤労控除は三〇%にしていただきたい、かように考えておるわけでございます。三〇%のその限界につきましては、金額でそれ／＼切つてございまます。現実には勤労所得によつて莫大な、途方もない収入を得つておるというふうな者はございませぬので、これらにつきましては制限を設ける必要がないであらうといふふうに考えております。

さらにただいま申し上げました三〇%の主張の裏づけといたしましては、いわゆる課税対象の完全な把握ということが、先般行われた税制改革の骨子になつておりますが、これが完全に行われておらない。たとえば昨年度の税収入等を見ましても、一千二百億の滞納にもなつておる。しかもこれはなかなか処理ができないであらうといふふうに見られておるわけでございます。さらにその裏に相當の脱税が行われておるといふことは、巷間伝えられるところであり、われ／＼も否定することができないといふふうに考へるのでございまます。従いまして勤労所得税を相當に捕提することができるといふ面、この面につきましては先ほど異論がございまして、そうしたことはない、旅費その他の名目でそうしたことを

がカバーされておるといふに言われましたが、旅費等はいわゆる税務検査の最も重要な費目になつておりました。そうしたことは実務に携わつておられない方の御意見かと思ひます。もちろん勤労所得に脱税がないと申すわけではございませんが、さうに簡単に脱税し得るものではないといふことを申し上げたいわけでございます。さらに、これは国会でも問題になつておりますが、国家公務員並びに地方公務員、公共企業体関係、これらの公的な立場にあるところの俸給生活者は、この面におきましては一切そのような措置がとられておりません。純粹な現物給與でありまして、ある額を越えますと、金額に換算いたしまして課税されておるといふ状況になつております。従いましてもしやうな見解を持つとするならば、これらの点につきましては一段の考慮が拂われるべきであつて、脱税が勤労所得にあるところならば、完全にならぬと思はれるところの、これら政府関係の企業に対しては、また別段の考慮がなされなければならぬ道理であらうと考える次第でございます。

次に基礎控除の問題でございます。こまかい数字は省略させていただきますが、先ほど中小企業関係の方が申されましたように、東京都における五人世帯の生計費が、このところ大体一万三、四千元といふことになつております。これを職業者に換算いたしますと、大体四千二百円から四千五百円といふことになるわけでございます。これはもちろん負担費といふものを含んでおりません。従いまして税金を含めると、四千二百円でありました場合には

四千四百円程度、四千五百円でありました場合には四千七、八百円程度といふことになるわけでございます。従いまして現在におきまして基礎控除の適当な額としては、やはり四千五百円を下まわるものであつてはならない、かように考えるものでございます。従いまして年五万四千円といふことになりました。しかしながらこれは現在をもつて申し上げるのでございまして、最近急激に変動しつつある経済界の動向は、インフレの傾向を帯びており、しかもその傾向は相當確実な歩調をもつて上昇しつつあります。従いましてこれらの傾向を考慮いたしますときには、さらにこれに上まわるところの程度のものを積み立てまして、その程度を基礎控除の基礎額とすべきである、かように考える次第でございます。われ／＼が主張いたしますところのものは、まことに税金を軽くするばかりであつて、それでは国家財政が成り立たないといふふうな御意見が、反対に出て来るのではないかと、いふふうに考えますが、それらはまた別の面を考慮するところが多々あるといふふうに考える次第でございます。

その点について触れることは、時間の関係もありまので省略いたします。存じますが、やはり主として固定資産と法人の所得といふものを、大体われわれはその対象としておるといふふうに考えていたいただきたいと存じます。次に第三番目の所得税のそれ／＼の率でございますが、これらの率につきましても、私どもは刻み方が非常に低いといふことと、五五％で打切るといふ措置には賛成し得ない。私たちは負担の公平化といふものが、それによつ

ていわゆる国民生活を安定するといふ考え方に立ちます場合には、より大きい収入がありまするならば、それに見合うところの税金を納めていただく、それによつて私たちの希望するやうな形にしたいいただきたい、かようにいたします。五五％百万円といふふうには切る必要はないといふふうに考へておるわけでございます。大体におきまして五万円程度までは一〇％にしていたら、二十万円程度まで一五％といふやうな形で進めていただきたいといふふうに考えるわけでございます。

第四番目に扶養家族控除の問題でございます。今回の改正におきましては、現行一万二千元を一万五千元といふふうにしてありますが、これにつきましても、東京都の生計費からそれ／＼割出しました成年一人当りの生計費は、先ほど申し上げた通りでございますが、家族の指数といふものは年齢別でとを税制に取入れるといふことは、必ずしも適當でないもので、大体その三割方を減じまして、家族一人に對して三万円程度の控除をしていただきたい、かように考えるわけでございます。

いふ形が大体一般的な傾向でございます。従いまして私たちの主張する退職金に關する特例も、そうしたものを大體考へておりますので、これが中間におきまして一般的な退職金といふものは、あまり考へておりません点をあらかじめ申し上げておきます。退職手当につきましては、大體においてその年の収入に含まれておりますが、退職手当の性格は賃金と異なるといふ点、老後の保障であるとか、報償であるとか、いろいろ／＼いわれておりますが、いずれにいたしましても、退職手当が退職後における生活の資であるといふ点は大體の傾向であり、そのうち外に出るものは他に転ずる退職者といふことにならるわけでございます。従いまして私どもが考へておりますところの退職後における生計に資するといふ面におきましては、課税対象として考慮することなく免税にしたいといたしたい、かように考へております。しかしながらこれととも限度がございまして、老後保障以上のものになる相當の額でありますれば、たとへば先般放送協会の改組にあたりまして、放送協会の重役のもらつた退職金が、莫大な額であつたといふふうに巷間伝えられておりますが、一千万円の退職金といふ場合におきまして、それを全部免税にするんだといふやうな意味ではございせん。少くとも退職後十年程度の生活を行へるために、この程度の額までは免税にすべきであるといふふうに考えるわけでございます。

さらにこれにあわせて申し上げますことは、恩給並びに国家公務員共済組の掛金がそれ／＼行かれておりますが、この掛金を相当含んでおりま

す退職制度によるところの退職金に、やはり課税されるのが建前になつております。この点につきましては、賃金として支拂われた際に源泉課税が行われ、なおそれが掛金として納め、それに見合う程度のいわゆる国家の歳出金を加えたものが、拂いもどされるわけでございますが、これに課税されるといふことは、まことに二重課税であるといふ形が明確に現れて参りますので、この点については別段の措置を講じていただきたいといふことを申し上げます。

次に六番目に労働組合の行ふところの事業並びに労働組合の専従者に対する給與、こうした問題があるわけでございますが、日本における労働組合の財政的能力といふものは、御承知のやうにまことに貧弱であります。かように貧弱な労働組合が、しかも生活にあへておるところの労働者からの会費によりまして得ましたところの財政に、いしはその人の賃金を保障する形をとつておりますが、このいわゆる役員に對する手当、これに税金がかかるわけでありま。しかしながらこれにつきましては、労働組合が日本の民主化を促進するためのきわめて偉大な任務を持つところの組織であり、さらに労働組合が日本再建、日本経済の自立といふことをやはり念頭に置いて、その職場に努力しておるといふやうな点から考へました場合に、そうした組合の専従者の給與を支拂うために組合員からとる会費、これはもちろん源泉課税対象になつたところのものでござい。それから支拂われるところのものにさらに課税するといふことは、も

ちろんその人の生計費として支給されるのでございすから、課税することゝが当然だといふふうにお考えになるかもしれませんが、もしそれに対して課税しないといふことになりまますならば、労働組合はそれだけいづゆる会費収入といふものを減じまして、役員、給與の減額を行ふことが可能なのでございす。従いまして若干条件が違ひますので、労働組合の専従者の給與関係その他人件費に必要なものに関係する税金のかけ方、並びに現在若干の組合が行つておられますところのきわめてささやかなる事業益金、こうしたものについて課税といふことについてはぜひ廃止していただきたい、かように考へておるわけでございます。なお労働組合のいづゆる事業に対する課税を廃止いたしました場合に、これが資本家と提携いたしました労働組合名義の事業といふようなものが出るのではないかと、その点われ／＼も全然ないとは思ひませんので、それにはそれに関するところのいづ／＼な、いづゆる懲戒法規といふものは御用意あつても一向さしつかえないと存じますが、労働組合の事業並びに労働組合の要するところの人員費に対する源泉課税といふものは、ぜひ考慮して廃止していただきたい、かように考へるわけであります。

次に間接税の問題でございますが、間接税につきましては、その奢侈品といふのが何をさすかといふことは、非常にめんどうではございすますが、きわめて高価なもの、一般の勤労階級が身につけることもできない程度のものを基準にいたしまして、いづゆる高級な奢侈品については、相当な額を増額していただくたい。そういうものに対して減税措置を行ふことは、国民の奢侈的な傾向を助長するものであつて、現在のようき困難な経済事情にある日本の選ぶべき道ではないと考へるのでございす。

さらに今回の改正におきましては、まだ提案されておられませんが、地方税への考慮がどの程度行われるかといふことがわかりませんが、はつきり申し上げられませんが、地方税への考慮につきましては、さきに申し上げました税率の改正に、さらに一段の考慮を加えていただきたい、かように考へる次第であります。

次に法人税の一部を改正する法律案の問題でございますが、これは井藤教授が申されました通りにわれ／＼も考へております。これらの資本蓄積があらち悪いのだと一概に否定し去るといふ意味だけではございせん。私どもは税制といふものが国民の信頼が失うような形で行われることに反対するのでございす。従いまして国民生活を破局に瀕せしめたまま、資本の蓄積をはかるという措置は断じて講ずべきではない。きわめて微温的な、きわめてささいな額であるといふふうに申されたといひましたし、これらの措置はあげて所得税の軽減の面に充てられ、さらにそれを相当の程度まで引上げまして、その以後においてこれらの措置が講ぜらるべきだといふふうに考へるわけでございます。さらに一言付言いたしますならば、法人税につきましては、先ほど中小企業関係の方が申しました通り、これに対して三五％一率といふことになしに、やはり累進課税を付していただきたい。もしそれに

よつて財政収入が多過ぎるというふうなことが起りましても決して心配はございせん。それは国家が企業に投資をするといふ形によつて、その資金をぜひ生かしていただくたい、かように考へておるわけでございます。さういふ形におきましてこそ、初めて民生の安定をはかる措置が講じ得られるといふふうに考へますので、その面についてはさらに一段の研究をして、その実施措置を講じていただきたいと考へております。

以上大體私どもが申し上げましたことは、皆様にとつてまことに無理なところばかりだといふふうにお考えかと存じますが、これらの点につきましては、いづゆる俸給生活者がすべてそのように考へております。そのように考へておるといふのは君だけだといふふうにおつしやるかもしれないが、この点につきましては、勤労者は現在の施政といふものについてきわめて大きな疑惑を持つております。食えないといふ現実と、食ひ過ぎるといふ現実が目の前にぶらさげられておるわけでございます。従いましてこのような事態を是正するために、私が先ほど来申し上げました所得税に関する改正を十分考慮していただくたい、かように考へるわけでございます。

次に第四番目に、私は租税等特別措置法の改正案について、中味についてあまりはつきり把握しておりません。はつきり把握しておらないのに、こういふ意見を申し上げますことは間違ひであらうといふふうにおつしやるかもしれないませんが、この問題につきましては、日本の経済自立のために外資が

必要であるといふことがあります。もちろん現在でも利用しておりますが、これといづゆる外国人の資産に対する特別措置として、その性格は全然違ふものであるといふふうになつてゐるかと考へます。従いまして外国人に対する特別措置、外国人の所得、外国人の資産に対する特別措置といふものをなお今後継続されるような、ないしはその措置を強固にするような措置に対しては、私たちは絶対に反対をするものであります。これがあるまですなれば、日本経済の自立は単にから念仏に終りまして、日本の重要な企業といふものに對する日本人の影響力といふものは、だん／＼なくなつて参るわけでありま

す。従いましてこれらの点は、私が申し上げるまでもなくすでに御承知のことと存じますが、日本経済の自立を日本人の手によつて行ふという立場に立ちまして、これらの点について今後の措置を十分御研究いただきまして、現在施行されております特別の廃止について御検討していただきたい、かように考へる次第でございます。

まことに簡単なことはかり申し上げましたが、大體において今回の措置が資本蓄積という点に重点が置かれておつて、勤労者ないしは国民の財政負担の軽減といふ点につきまして、なるほど額面的には七百四十三億の減税だといふことには言われておりますが、實際には朝鮮事変等の影響を受けまして、インフレの上昇は必然的に国民所得の増大を来し、従いまして財政的な軽減といふものも、実質的な増加になつて来るであらうといふふうには、私たちは本年度の経済事情を見通してありますので、その点につきましては、まつた

く軽減にはならないといふふうにお考へております。従いまして、今回の税制についていただきたい私の申し上げました点につきまして、十分検討していただきまして、国民大衆、特に勤労者、俸給生活者の意を安んぜしめるような税制の改正を行つていただきたいといふことを申し上げたいと思ひます。

以上をもつて終ります。

○夏堀委員長 御質疑はありませんか。御質疑もないようであります。以上をもちまして、本日予定しておりました公述人の方全部より御意見を拜聴いたしました。

この際委員長よりちよつとごあいさつを申し上げます。公述人の方々には御多忙にもかかわらず御出席くださりまして、長時間にわたり有益なる御意見を聞陳せられ、本委員会といたしまして、所得税法改正その他税制改正案を審議する上に多大の参考と相なりましたことを、委員長といたしましてこの際公述人の方々に厚くお礼を申し上げます。

本日の公聴会はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十五分散会